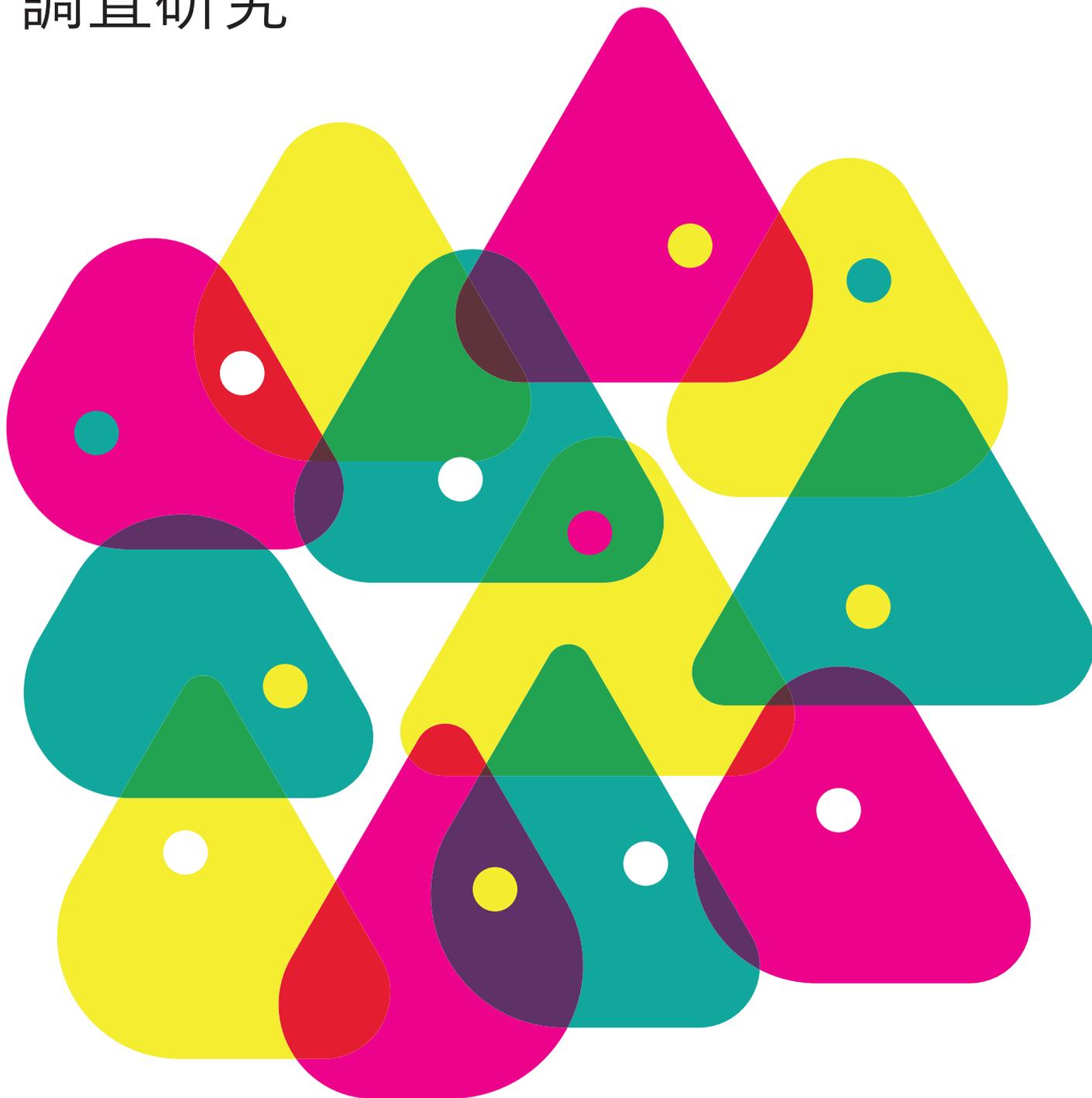


厚生労働省課題研究

平成29年度子ども子育て支援推進調査研究事業

# 放課後児童クラブの 事故・災害対応等マニュアルに関する 調査研究



実施主体 | 社会福祉法人葛葉学園

平成30年3月

厚生労働省課題研究

平成29年度子ども子育て支援推進調査研究事業

# 放課後児童クラブの 事故・災害対応等マニュアルに関する 調査研究



実施主体 | 社会福祉法人葛葉学園

平成30年3月



# 目 次

## 第1部 調査研究事業の概要

1-1	はじめに	1
1-2	研究課題	1
1-3	研究課題を踏まえた事業実施の目的	2
1-4	事業実施の研究内容	3
1-5	研究方法	3
1-5-1	調査対象	3
1-5-2	調査回数・時期	3
1-5-3	調査内容	3
1-6	集計、統計解析方法	4
1-6-1	本調査研究におけるマニュアル、事故・災害の取扱いについて	5
1-6-2	倫理的配慮	5

## 第2部 量的調査の結果

研究1. 「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の状況	9
はじめに	9
1-1 調査対象児童クラブの背景	10
1-2 調査対象クラブの事故・災害マニュアルの状況	15
1-3 調査対象放課後児童クラブの事故・災害発生状況	24
1-4 調査対象放課後児童クラブの職員の状況	32
1-5 放課後児童クラブの現状や課題（自由回答）	34
まとめ	50
研究2. 「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の詳細分析	53
はじめに	53
2-1 事故・災害対応等マニュアルに含まれる項目と施設属性の関係	53
2-2 発生した事故・災害に対する対応マニュアルの整備状況	56
2-3 行政機関に報告した事故発生と事故・災害マニュアル整備状況の関係	58
2-4 行政機関に報告した事故発生と事故・災害予防に関する取り組みの関係	59
2-5 行政機関に報告した事故発生とスーパーバイズの関係	64
2-6 行政機関に報告した事故発生と施設職員数の関係	65
まとめ	66
研究3. 自治体の放課後児童クラブの支援及び事故・災害の状況（自治体調査）	69
はじめに	69
3-1 所管する放課後児童クラブの状況	69
3-2 事故報告書の提出があった放課後児童クラブの状況	74

3-3 事故報告書の提出があった児童の事故状況	82
おわりに	97

### 第3部 放課後児童クラブの事故災害と建築・屋外環境の現状と課題

研究4. 「放課後児童クラブの事故・災害」に関する建築・屋外環境の現状と課題	101
4-1 目的と方法	101
4-2 アンケート調査からみる建築空間・建築設備の現況	101
4-3 放課後児童クラブの施設環境の現状：「空間構成」から見た特徴	112
4-4 「空間構成」から見た特徴	115
4-5 まとめ	121

### 第4部 質的調査の結果

研究5. 自治体の把握する事故・災害に関する質的分析	125
5-1 調査の目的	125
5-2 方法	125
5-3 結果及び考察	125
5-4 まとめ	136
研究6. 放課後児童クラブにおける事故・災害マニュアルに関するインタビュー調査	137
6-1 研究目的	137
6-2 研究方法	137
6-3 結果	137
6-4 まとめ	159

### 第5部 放課後児童クラブにおける事故・災害等マニュアルのあり方についての提言

研究7. まとめと提言	163
7-1 放課後児童クラブにおける事故・災害等マニュアルの作成に向けた提言（1）	163
7-2 放課後児童クラブにおける量的調査、質的調査を踏まえたマニュアルの提言	164
7-3 放課後児童クラブにおける事故・災害等マニュアルの作成に向けた提言（2）	165
7-4 放課後児童クラブにおける建築上の課題を踏まえたマニュアルの提言	167
7-5 放課後児童クラブにおける施設環境上の課題を踏まえたマニュアルの提言	168
7-6 放課後児童クラブにおける事故・災害等マニュアルの活用に向けた提言（1）	170
7-7 放課後児童クラブにおける事故・災害等マニュアルの活用に向けた提言（2）	171

### 第6部 モデルマニュアルの提起

研究8. 放課後児童クラブのモデルマニュアルの提起	177
---------------------------	-----

おわりに

謝辞

第1部

調査研究事業の  
概要





### 1-1 はじめに

本研究は、厚生労働省・平成29年度子ども子育て支援推進調査研究事業により示された「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」について、社会福祉法人葛葉学園が実施主体として選定され、アドバイザーボードを構成して、調査研究事業を行ったものである。

事前に提示された研究課題を明らかにするために、次の研究目的及び研究内容により、モデルマニュアルの根拠が得られるように全国の放課後児童クラブで使用されている事故・災害等マニュアルの詳細と事故・災害の状況について、全国的な規模で社会調査を行った。

本事業は、放課後児童クラブの事故・災害等マニュアルを社会調査によって統計解析し、その結果に基づいたモデルマニュアルの提起を行うことを目指している。

なお、厚生労働省・子ども家庭局による平成29年(2017年)放課後児童健全育成事業の実施状況によれば、平成29年(2017年)5月1日現在、放課後児童健全育成事業(本報告書では、以下、同事業の標記を放課後児童クラブとして記載する)は、24,573カ所、1,171,162人の児童が登録を行っている。「新しい経済政策パッケージ」(平成29年(2017年)12月8日閣議決定)に基づき、放課後子ども総合プランに掲げる放課後児童クラブは、2019年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しして、平成30年度(2018年度)末までに達成することとしている。

このことから、放課後の児童の適切な遊び及び生活の場、居場所としての放課後児童クラブの社会的役割は、一層重要なものとなる。何より、児童の

健全な発達の基礎をつくるために、放課後児童クラブで業務にあたる放課後児童支援員の支援内容の充実や児童の健康、安全管理にも十分な配慮を行うことが求められている。

### 1-2 研究課題

平成29年度子ども子育て推進調査研究事業により、示された本調査研究事業の実施課題は、次のとおりである。

放課後児童クラブの安全・防犯対策については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、非常災害対策や事故発生時の対応について規定がされている。

また、「放課後児童クラブ運営指針」第6章において、「事故やケガの防止と対応」及び「防災・防犯対策」についての規定があり、その中に、「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する」とされている。

平成28年5月現在で、約87%の放課後児童クラブにおいて、「事故・ケガ防止」及び「防災・防犯対策」のマニュアルを作成しているが、その内容は把握できていない。

そのため、全国の事故・災害対応等マニュアルの内容の実態を把握するとともに、各地域で活用できるモデルマニュアルを作成することを目的としている。

なお、マニュアル作成の際、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に取り組みを行っている場合の対応についても検討する。これらの課題を明らかにするために想定される事業の手法として、既に全国で作成されているマニュアルを検証・評価し、

必要に応じてマニュアル作成者・担当者等にヒアリングを行い、マニュアルの内容の状況を把握する。その上で、各地域で活用できる内容のモデルマニュアルを学識経験者等から意見を聞きながら作成することが求められている。

### 1-3 研究課題を踏まえた事業実施の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に定義されている。同法によれば、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的としている。

近年、少子化や核家族化が進み、女性の就業ニーズの高まりなど、児童が養育される社会的な環境は変化している。地域内のインフォーマルな関わりや児童の遊び集団が希薄化している現代において、児童の心身の成長発達の著しいこの時期、放課後児童クラブの社会的な役割やニーズは、年々重要になってきている。地域によっては、希望しても放課後児童クラブを利用できないなど、いわゆる待機児童も存在していることが知られている。先に示したように、放課後児童クラブはこのニーズに応えるために、受け皿を増設していくことが決まっている。

その一方で、一定数ではあるが、放課後児童クラブ利用中に、長期間の治療を要するような事故も発生している。厚生労働省が報告義務を課している死亡または30日以上通院を要する事故は年間あたり、約240の事例が報告されている。

これまでも放課後児童クラブの事故・災害に係わる量的データについては、単純集計は行われているが因果関係や質的なデータの分析は十分に行われていない。そのため、本調査研究事業においては、調査の完全締め切り日までに到着した各放課後児童クラブ及び自治体の調査票を分析して、モデルマニュアルを作成するための基礎資料となる知見を得るために、次の事項について分析を試みた。

厚生労働省の調査によれば、87%の放課後児童クラブにおいて、マニュアルの整備が行われているこ

とが知られている。放課後児童クラブで起こる事故・災害などを踏まえた実践の最低基準を保証するようなマニュアルの整備が進んでいるのかについては、その確認検証の必要があると考えられる。

そのため、本事業では、放課後児童クラブの活動場面において、どのような場所で、どのようにして事故が発生しているのか、その要因について、概要を全国的な規模で実施した量的調査から把握し、利用児童のニーズに応じた取り組みを行いながら、併せて事故の軽減につとめている先進的な放課後児童クラブからマニュアルの活用策や事故の軽減につながる取り組みについてインタビュー調査を行った。

また、調査対象となった放課後児童クラブをとおして、マニュアルの収集を図り、類型化することで、調査、分析結果に基づいたモデルマニュアルの作成と活用方法の提言を行うことを本事業のひとつの目的とした。

本調査をもとに、事故の発生要因と関係する事項、重大事故の効果的な予防策、事故を予防するための適正な職員配置、建築構造など、各自治体の児童健全育成施策の基礎資料となるような報告書と事故予防、軽減に繋がるモデルマニュアルを作成していくことを2つ目の目的とした。

また、既に全国で作成されているマニュアルを検証・評価することに関しては、実際に放課後児童クラブで発生している事故・災害とマニュアルに掲載されている項目との関係性から、マニュアルの検証を実施した。

マニュアル作成者・担当者等に対するヒアリングについては、検討委員会委員が18ヵ所の放課後児童クラブを訪問してマニュアルの内容や活用方法についての把握を行った。その他、本事業の開始にあたっては、全国学童保育連絡協議会等の実践家、学識経験者等から放課後児童クラブにおける事故、災害、マニュアルの整備状況、内容等についても、意見を聴く機会を設けた。

なお、モデルマニュアルを作成するために、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に取組を行っているクラブにも対応できるモデルマニュアル

となるように事業の進行を行った。

#### 1-4 事業実施の研究内容

研究課題を明らかにするため、本事業では本法人の役員、保育、福祉の管理職、保育学、児童福祉学、心理学、看護学、統計学、建築学を専門とする研究者、また、行政経験のある研究職により、アドバイザーボードを構成して事業を行った。

アンケート調査においては、放課後児童クラブで起こる事故の概要について、都市部、地方の別、事業施設の類型、発生率、発生月、発生場所、発生時間帯、児童の学年と事故の種類、発生前後の児童の状況、職員体制、職員配置数、事故防止のための研修の実施状況の分析から事故を誘発する要因や効果的な予防策を明らかにする。

併せて放課後児童クラブからマニュアルを取り寄せ、実際に起きている事故と対応したマニュアルの構成、内容かを検討する作業をとおしてマニュアルの評価を行った。インタビュー調査では、マニュアルの活用策や使用頻度の高いマニュアルの項目、マニュアルの項目に掲載されていない事案の対応方法を把握し、質的な分析を行った。

社会調査の結果を踏まえて、今回、求められているモデルマニュアルについては、実際に現場で起きている事故に対応でき、実践の最低基準を満たすような内容となることを意識して事業を進めた。

#### 1-5 研究方法

##### 1-5-1 調査対象

量的調査の対象は、自治体及び放課後児童クラブとした。

自治体調査では、都道府県、政令市、中核市、特別区、移行予定市などに調査票A、B、Cの質問紙を配布した。A票により、自治体による放課後児童クラブの支援状況の把握、B票では放課後児童クラブの施設単位の事故・災害の状況、C票では事例単位の事故・災害状況についての把握を試みた。全国153の自治体に調査票を配布し、105か所から回答を得た(回収率68.6%)。今回の統計解析においては、

データの完全締め切り日までに届いた97サンプルを対象とした。

放課後児童クラブ調査では、全自治体を含む2000カ所の放課後指導クラブを調査の対象とし、1065カ所の児童クラブから回答を得た(回収率53.3%)。自治体調査と同様に、データの完全締め切り日までに到着した1000票のうち自治体内に放課後児童クラブがない等の理由により無記入であった7票を除く993票を統計解析の対象とした。対象は、993票であり、サンプルサイズでみた場合、 $n=993$ の標本から算出した割合の誤差は $\pm 3.1\%$ であり、信頼度95%以上のサンプルとなった。

量的調査では明らかにすることが難しい実際のマニュアルの活用方法やマニュアルにない事案に遭遇した場合の対応方法、よく使われるマニュアルの項目などについては、都市部と非都市部に分けて、インタビュー調査を実施した。

##### 1-5-2 調査回数・時期

自治体を対象にした調査では、調査対象者に質問紙を郵送した。放課後児童クラブを対象とした調査では、市町村、特別区を経由、または直接、放課後児童クラブに質問紙を郵送する方法をとった。各調査とも実施回数は1回とし、調査期間は、2017(平成29)年12月～2018(平成30)年1月であった。

インタビュー調査については、全国18か所の放課後児童クラブに本調査研究の検討委員が直接訪問をし、構造化面接を実施した。調査時期は、平成30(2018)年2月から3月にかけて各対象機関について1回のインタビューを実施した。今回は、分析日までに逐語録が納品された10カ所の放課後児童クラブを分析の対象とした。

##### 1-5-3 調査内容

放課後児童クラブ調査では、放課後児童クラブの事故、災害対応等のマニュアルの現状と類型化、マニュアルの評価、事故、災害の実態とその予防に向けた取り組みを統計的に解析するための調査票とした。

- ①放課後児童クラブの利用状況について
- ②放課後児童クラブの設備状況について

- ③放課後児童クラブのマニュアル内容について
- ④放課後児童クラブにおいて災害・事故予防について取り組んでいることについて
- ⑤放課後児童クラブの職員の状況について
- ⑥放課後児童クラブの現状と課題について（自由記述）

A票により、自治体による放課後児童クラブの支援状況の把握を試みた。調査票の大項目については、次のとおりである。

- ①所管する放課後児童クラブ数について
- ②貴自治体における放課後児童クラブの現状と課題について（自由記述）
- ③貴自治体の放課後児童クラブの支援状況
- ④貴自治体における公設公営の放課後児童クラブの利用料金
- ⑤所管する放課後児童クラブからの事故報告書の提出について

B票では放課後児童クラブの施設単位の事故・災害の状況を把握するため、大項目を次のように構成した。

- ①放課後児童クラブ等の概要について
- ②放課後児童クラブのマニュアルの内容について
- ③放課後児童クラブの研修の実施状況について

C票では事例単位の事故・災害状況を詳細に分析するため、次の大項目を調査票に組み込んだ。

- ①放課後児童クラブの事故、災害の状況について
- ②事故報告事例の事故発生時の場所とその状況について
- ③事故について、事故・疾病の種類、事故発生理由、ケガの種類、ケガの部位、転帰
- ④児童クラブが児童の支援にあたった中で、発生した事故について

量的調査からは把握されにくいマニュアルの活用方法やマニュアルに掲載されていない項目に対するスタッフの対応方法などについては、インタビュー

調査によってその把握に努めた。インタビュー調査は、構造化面接とし、次の項目についてインタビューを行った。インタビュー調査の実施回数は1回、30分以内とした。

- 放課後児童クラブのマニュアルは活用されていますか。
- マニュアルはどのような項目を主に設定していますか。
- マニュアルはどのようなときに使用していますか。
- マニュアルを使用することによって、どのような効果がありますか。
- マニュアルの中に含まれていないことが、活動中に起こったときには、どのように対応していますか。
- マニュアルは、加筆、修正していますか。
- マニュアルがあつて、よかったことは何ですか。
- マニュアルは、どのような項目をよく使用していますか。
- 災害事故の場面が起こった場合、対応に苦慮している、苦慮しそうなことは何ですか。
- どのような項目がマニュアルにあるといいですか。
- 放課後児童クラブに関して、行政機関、研究者に望むことは何ですか。（自由な質問）
- 放課後児童クラブと子ども教室が一体型の場合、連携で工夫していることは何ですか。

### 1-6 集計、統計解析方法

各放課後児童クラブ、自治体の調査においては、事故・災害等マニュアルの内容を把握し、その類型化を試み、マニュアルが実際に起きている事故・災害と対応しているのか、評価、検証を実施するため、単純集計、階層別単純集計、クロス集計、回帰分析、ROC曲線による予測値分析などを主に用いた。

これらの統計解析手法により、放課後児童クラブにおける事故の発生要因と関係する事項、重大事故の効果的な予防策、事故を予防するための適正な職

員配置、児童クラブ活動の組み立て方、建築構造など、各放課後児童クラブや実施主体としての各自治体における施策の基礎資料となるような事項を報告書にまとめた。

C票に見られる事故・災害事例などの質的データについては、KJ法により、概念をカテゴリー化して考察を加えた。

インタビュー調査については、構造化面接によって得られた質的データはすべて逐語録、テープ起こしの作業を経て記述的に分析した。

#### 1-6-1 本調査研究におけるマニュアル、事故・災害の取扱いについて

放課後児童クラブ運営指針の第6章「施設及び設備、」児童の放課後児童クラブの環境や活動の中にはリスクとハザードが存在している。リスクとハザードの区別、取扱いについては、放課後児童クラブ運営指針解説書の中でも取り上げられている。放課後児童クラブにおけるハザードとは、個々の児童の特性にとっての環境要素や保育者要素によって生じる危険性、有害性と捉えることができる。一方、リスクは、危険性や有害性のあるモノや事象と関わることによって事故が生じる可能性を意味している。

大きな事故は起きてはならないものである。一方で、放課後児童クラブの日々の活動の中には、他者との関わりや遊びをとおして、他者との協調性や敬う気持ちを学び、また、遊びの中に楽しさや挑戦心を持つことがある。遊びを含めた活動の中は、さまざまなリスクが予測されるが、これらの活動をとおして、児童はリスクへの対応を学ぶことができるものである。

放課後児童クラブにおけるさまざまな活動が経験的に危険を予測し、事故を回避できることに繋がり、児童が危険を予測し、どのように対処すればよいか判断可能な危険性もリスクであり、児童が危険と分かっていることは、リスクへの挑戦といえ、遊びの価値として尊重されるべきもの、大きな事故は起きてはならないものであるが、子どもの発達段階の中で、いろいろなことにチャレンジした結果の軽微なケガはやむを得ないという考え方もある。

事故を過剰に警戒し、児童の欲求や健全な発達を阻害することは、本来望ましくなく、リスクに挑戦させることも時には必要である。児童の自主性の尊重や個々の児童の特徴を踏まえた活動への促しが、児童の危険予知能力、危険回避能力を高めることに繋がり、児童が自分自身で大きな怪我を回避できるようになるのであれば、軽微な事故＝悪いという単純な図式で問題を捉えるのではなく、その背景にも目を配ることの重要性を踏まえながら、質問紙やモデルマニュアルの作成を試みることにした。

#### 1-6-2 倫理的配慮

本調査による回答内容は、統計解析ソフトを用いて分析した。集められた資料等についても、適切に管理し、本調査の参加により、各放課後児童クラブ名や自治体名、個人が特定されることがないように細心の注意を払った。

質問紙による調査では、当方が回答を得た時点で、本調査研究に了承したものとみなし、データの取り扱いを慎重に行った。

また、調査に回答することで、調査回答機関、調査回答者に不利益を生じさせないようにするため、文部科学省・厚生労働省の疫学研究に関する倫理指針に基づき実施した。

インタビュー調査にあたっても得られた質的データはすべて逐語記録され、その後、KJ法などにより質的分析を行った。逐語記録を行う統計会社とも、秘密保持の覚え書きを交わし個人情報の保護に努めた。

なお、本調査研究は、花園大学の研究倫理審査を経て実施した。平成29年12月15日付け研究倫理委員会承認（花園大学研究倫理委員会委員長）。





研究1.「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の状況(鈴木)

研究2.「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の詳細分析(鈴木)

研究3. 自治体の放課後児童クラブの支援及び事故・災害の状況(自治体調査)  
(鈴木)

## 第2部

# 量的調査の結果



## 研究1 「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の状況

鈴木 勲

### はじめに

放課後児童クラブにおける児童の安全安心については、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、第3章の1(4)⑧、第6章2(2)(3)(4)及び、児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条において、その多くの部分が表示されている。このことについては、放課後児童クラブの支援の現場においても、安全対策、緊急時対応の指針となっていること、本研究課題を明らかにしていくための基準ともなるため、研究1の冒頭において整理することにする。放課後児童クラブにおいて、想定される事故・災害については、施設及び設備、衛生管理及び安全対策、防災及び防犯対策として、指針が表示されている。安全対策及び緊急時の具体的な対応策や関係する指針、法令等に基づいて、マニュアルの作成や日々の予防、訓練が行われている。

### 施設及び設備について

#### (1) 施設について

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学

校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。

- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等について

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

### 衛生管理及び安全対策について

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応について

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性に

ついて毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

### (3) 防災及び防犯対策について

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。 また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

○災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

○災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

○子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合っ安全を確保する。

○保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

研究1では、この指針を踏まえ、対比させながら「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の状況について、その概要を報告するものである。(運営指針の下線部については、本調査研究事業と特に関連すると思われる部分について、筆者が下線を引いた)放課後児童クラブを対象とした調査は、全自治体を含む2000ヵ所の放課後指導クラブを調査の対象とし、1065ヵ所の児童クラブから回答を得た(回収率53.3%)。データの完全締め切り日までに到着した1000の調査票のうち、放課後児童クラブの設置自体がないなどの理由により無記入で返送された7票の調査票を除く993票を統計解析の対象とした。

回収された調査票については、多くの項目の回答分布に偏りが見られたため、中心傾向は中央値に注目することにした。25%点は第一四分位数、75%点は第三四分位数、25%点～75%点は半数が含まれる標準的な値の範囲である。

## 1. 「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアル」の状況 (n=993)

### 1-1 調査対象児童クラブの背景

#### 1-1-1 施設の種別

調査対象となった放課後児童クラブの88.9%が「放課後児童クラブ」単独施設であった。「その他」

には「放課後児童クラブおよび児童館を併設」、「放課後児童クラブおよび児童センターを併設」、などの回答が多数あった。「放課後児童クラブおよび放課後学習室を併設(0.4%)」、「放課後児童クラブおよび放課後子供教室を併設(3.7%)」であったことから、今回の調査研究事業では、主に放課後児童クラブ単独で設置されている児童クラブの事故・災害等マニュアルの検証を行っていくことになる。

#### 1-1-2 施設の運営形態

調査対象となった放課後児童クラブの運営形態は「公設・公営(52.0%)」が最も高く、次が「公設・民営(32.2%)」、両形態が8割を超えた。放課後児童クラブの設置主体について、公設・公営の割合が高い結果となったのは、調査票の配布方法として、全自治体を含む児童クラブを対象とし、自治体の児童健全育成事業担当課が任意に放課後児童クラブを選定する方法を選択したことも要因のひとつとして考えられる。

#### 1-1-3 施設の開設時期と入所定員

調査対象となった放課後児童クラブの開所時期は概ね2003年、1997～2009年のクラブが半数を占めた。入所定員は概ね50人、40～70人のクラブが半数を占めた。開所時期を中央値でみた場合、10～20年の運営経験があり、定員数では、40人～70人の放課後児童クラブが今回の統計分析の対象となった。なお、放課後児童クラブの設備運営基準第10条では、一支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下と定めている。

#### 1-1-4 待機児童の状況

調査対象となった放課後児童クラブで待機児童のいるクラブは10.2%であった。今回の調査からは、待機児童がいるクラブは少なかった。待機児童数があるクラブの待機児童数は概ね7人、4～14人のクラブが半数を占めた。都市部や非都市部、地域のニーズや回収地域の偏り等も結果に影響を与えているものと推察される。

#### 1-1-5 申し込み経路、事前内容伝達

児童クラブ表1-1-5 申し込み経路、事前内容伝達について、その経路を市町村窓口、施設(運営主体)、

その他の項目により尋ねた。また、放課後児童クラブの活動内容(活動、支援、運営内容)について、事前に保護者に説明をし、放課後児童クラブと保護者が相互理解のもとに、事業が運営されているのかについて、質問項目を設定した。

調査対象となった放課後児童クラブの申し込み経路は、「市町村窓口(54.7%)」を通じたものが最も高く、次が「施設(運営主体)(41.3%)」、両経路で9割5分を占めた。

また、放課後児童クラブの利用にあたって、入会案内書による保護者への事前の活動内容伝達が行われているクラブは92.8%であった。このことから、ほぼすべて放課後児童クラブにおいて、事前の伝達が行われていることが確認された。

#### 1-1-6 施設運営(平成28年度)

1-1-6 施設運営では、平成28年度の放課後児童クラブの開所状況及び利用人数、平日、土曜日の開所時間の状況を把握した。

調査対象となった放課後児童クラブの年間開所日数は概ね289日、257～292日のクラブが半数を占めた。年間開所日数の平均値は、275.2日であった。

週あたりに換算すると開所日数は週5～6日になる。平日利用人数は概ね36人、土日祝日利用人数は概ね7人で利用人数は平日が土日よりも多かった。

平日の開所時間は12～14時、閉所時間は18～19時であった。一方、土曜日の開所時間は7～8時、閉所時間は18時に集中していた。

平日と土曜日を比較すると閉所時間は同じであるが、土曜日は早朝から開所している。土曜日も放課後児童クラブを利用する児童は平日と比すると少ないものの一定数おり、放課後児童クラブは、家庭や保護者の労働環境、留守家庭児童等、多様なニーズに柔軟に対応しながら事業を運営していることが明らかになった。

#### 1-1-7 開設場所と面積

1-1-7及び1-1-8では、開設場所と面積、施設構造等、建築面についての設問を設けた。これは、研究4において詳細に分析されるが、事故・災害と建築上の課題との関係性、児童の活動場所が児童クラブの活

動上、また、安心して過ごせる生活の場として、適切な面積を有しているのかを把握することを意図し

たものである。

放課後児童クラブの開設場所と面積について、ま

児童クラブ表 1-1-1 施設の種別

項目	カテゴリ	n	割合
施設の種別	放課後児童クラブ	883	88.9%
	放課後児童クラブおよび放課後学習室を併設	4	0.4%
	放課後児童クラブおよび放課後子供教室を併設	37	3.7%
	その他	67	6.7%
	無回答	2	0.2%

児童クラブ表 1-1-2 施設の運営形態

項目	カテゴリ	n	割合
Q1 施設の運営	公設・公営	516	52.0%
	公設・民営	320	32.2%
	民設・民営	127	12.8%
	その他	20	2.0%
	無回答	10	1.0%

児童クラブ表 1-1-3 施設の開設時期と入所定員

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q2 施設の開設(年)	951	2001.0	2003	1997	2009
Q3 入所定員(人)	943	67.2	50	40	70

児童クラブ表 1-1-4 待機児童の状況

項目	カテゴリ	n	割合
Q4 待機児童	いる	101	10.2%
	いない	876	88.2%
	無回答	16	1.6%

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q4 待機児童数(人)	100	12.0	7	4	14

児童クラブ表 1-1-5

項目	カテゴリ	n	割合
Q5 申し込み経路	市町村窓口	543	54.7%
	施設(運営主体)	410	41.3%
	その他	28	2.8%
	無回答	12	1.2%
Q6 入会案内書による保護者への事前の活動内容伝達	伝えている	922	92.8%
	伝えていない	51	5.1%
	無回答	20	2.0%

ず、調査対象となった放課後児童クラブの開設場所の上位3位は、「学校敷地内の放課後児童クラブ専用施設 (n=287)」、「余裕教室 (空き教室) を利用 (n=197)」、「児童館・児童センター内 (n=144)」であった。

面積の中央値上位3位は、「児童館・児童センター

内 (279.9㎡)」、「学校敷地外の公設で放課後児童クラブ専用施設 (228.2㎡)」、「その他 (217.3㎡)」であった。

ただし、利用人数に比例し個々のクラブの面積のばらつきは大きかった。

※この質問は「その他」について詳細の回答を求

児童クラブ表1-1-6 施設運営 (平成28年度)

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q7 年間開所日数(日)	971	275.2	289	257	292
Q8 平日利用人数(人)	946	45.4	36	25	51
土日祝利用人数(人)	811	11.0	7	4	13
Q9 平日開所時間(時)	963	12.8	13	12	14
平日閉所時間(時)	979	18.4	18	18	19
Q10 土曜日開所時間(時)	875	7.8	8	7	8
土曜日閉所時間(時)	876	17.9	18	18	18

児童クラブ表1-1-7 開設場所と面積

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q11 学校敷地内の放課後児童クラブ専用施設(㎡)	287	183.3	135.0	91.5	201.9
余裕教室(空き教室)を利用(㎡)	197	134.8	92.8	65.5	135.0
児童館・児童センター内(㎡)	144	279.9	195.5	91.0	374.0
学校敷地外の公設で放課後児童クラブ専用施設(㎡)	126	228.2	140.6	100.1	209.1
その他の自治体の所有の施設内(㎡)	89	196.0	129.5	84.6	250.0
民家を借用(㎡)	31	125.7	113.5	76.9	145.9
認可保育所内(㎡)	30	138.1	103.2	58.1	164.9
無認可保育所内(㎡)	1	50.0	50.0	50.0	50.0
その他(㎡)	58	217.3	116.5	80.7	179.0

児童クラブ表1-1-8 施設構造

項目	カテゴリ	n	割合	n	割合
Q12 建物の構造	木造	265	26.7%		
	鉄筋コンクリートもしくは鉄構造	635	63.9%		
	不明	26	2.6%		
	無回答	67	6.7%		
Q13 建物の階数 ○階建て(左)の×階(右)	1階	451	45.4%	752	75.7%
	2階	249	25.1%	119	12.0%
	3階	152	15.3%	17	1.7%
	4階	31	3.1%	1	0.1%
	5階	4	0.4%	0	0%
	6階	1	0.1%	0	0%
	25階	1	0.1%	0	0%
	無回答	104	10.5%	104	10.5%

めていない。

#### 1-1-8 施設構造

次に、調査対象となった放課後児童クラブの建物構造は、「鉄筋コンクリートもしくは鉄構造」が63.9%で最も高く、1～3階立ての建物の1階に位置するクラブが多かった。

#### 1-1-9 専用設備

放課後児童クラブの設備運営基準では、第9条において、専用区画（遊び・生活の場としての機能、静

養するための機能を備えた部屋又はスペース）等の設置を定めている。ここでは、放課後児童クラブにおける専用設備の把握を行った。

調査対象となった放課後児童クラブで設備が専用である割合が80%を超えたのは、「カバン置き場、個人のロッカー（88.2%）」、「冷蔵庫（85.8%）」、「電話（81.5%）」であった。

ない設備の上位3位は、「エレベーター（90.6%）」、「施設の屋上（87.1%）」、「食堂（84.8%）」であった。「緊

児童クラブ表1-1-9 専用設備

項目	n	専用	兼用あり	なし	無回答
Q14 専用設備 生活室	993	70.5%	13.7%	8.9%	6.9%
台所設備	993	57.5%	19.7%	18.5%	4.2%
トイレ	993	56.6%	39.2%	1.5%	2.7%
電話	993	81.5%	13.4%	2.2%	2.9%
手洗い場	993	66.5%	28.7%	2.0%	2.8%
足洗い場	993	30.0%	24.0%	41.3%	4.7%
シャワールーム	993	10.1%	8.0%	77.7%	4.2%
食堂	993	2.0%	8.2%	84.8%	5.0%
物置	993	54.8%	22.2%	19.3%	3.7%
廊下	993	31.9%	35.5%	28.6%	3.9%
カバン置き場、個人のロッカー	993	88.2%	6.6%	2.4%	2.7%
静養室	993	30.7%	31.2%	33.0%	5.0%
遊戯室・プレイルーム	993	33.9%	37.8%	24.0%	4.3%
談話室・デイルーム	993	10.9%	22.8%	60.1%	6.2%
職員の事務スペース	993	51.2%	31.5%	14.2%	3.1%
冷蔵庫	993	85.8%	9.7%	1.7%	2.8%
緊急時の通報装置	993	35.1%	23.3%	35.6%	5.9%
AED	993	25.7%	36.3%	33.4%	4.6%
災害時の備品倉庫	993	5.5%	20.7%	68.2%	5.5%
庭・広場	993	18.0%	46.8%	30.9%	4.2%
園庭・校庭、児童館の児童遊園	993	10.7%	59.0%	25.5%	4.8%
施設のベランダ	993	11.6%	8.3%	75.5%	4.6%
施設の屋上	993	1.3%	7.0%	87.1%	4.5%
敷地外の遊び場	993	5.8%	36.2%	53.1%	4.9%
樹木・木立	993	13.3%	44.9%	36.9%	4.9%
畑	993	6.0%	8.9%	80.7%	4.4%
花壇	993	17.1%	25.4%	53.3%	4.2%
避難口	993	39.1%	43.6%	12.5%	4.8%
転落防止柵	993	14.5%	11.6%	68.3%	5.6%
インターホン	993	30.1%	9.1%	56.4%	4.4%
防犯カメラ	993	5.7%	9.7%	80.3%	4.3%
エレベーター	993	0.2%	4.9%	90.6%	4.2%
図書コーナー	993	34.3%	32.0%	29.5%	4.1%
図工コーナー	993	5.7%	17.9%	71.7%	4.6%

急時の通報装置]、「AED」といった直接事故・災害に関係する設備について、3割を超えるクラブが未設置であった。また、体調不良やケガ等により、静養するスペースとなる静養室の未設置も3割を超えていた。

## 1-2 調査対象クラブの事故・災害マニュアルの状況

放課後児童クラブにおけるマニュアルについて、放課後児童クラブ運営指針「第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策」において、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有することが示されている。

### 1-2-1 事故・災害マニュアルの整備状況

調査対象となった放課後児童クラブの中で事故・災害マニュアルが両方ともあるクラブは57.5%であった。一方、両方ともないクラブは21.5%であった。両マニュアルが整備されていない（片方のみの）クラブが4割を超えていた。今回の調査からは、マニュアルの整備状況が高くないことが明らかになった。

### 1-2-2 事故・災害マニュアルの作成時期と最終改訂

## 訂日

1-2-2では、マニュアルは一度作成すれば、それで完了するものではなく、各放課後児童クラブや利用児童の状況、発生した事件事例や事故につながりそのような事例の情報を収集しながら、必要に応じて定期的に見直しや改訂が行われることが望ましいものである。

調査対象となった放課後児童クラブの作成時期は事故マニュアル、災害マニュアルともに概ね平成25年（2012年）であった。

また最終改訂日は事故マニュアル、災害マニュアルともに概ね平成29年（2016年）であった。最終改訂は平成27年～29年に行っているクラブが半数を占め、比較的近い時期にマニュアルの見直しや改訂が行われていることが明らかになった。

### 1-2-3 事故・災害マニュアルに含まれている項目

放課後児童クラブの日常的な活動の中で起きることが予測される事故やケガは、室内及び屋外、遊びの中や遠足等の課外活動、おやつ等の飲食中、自然災害時等、多岐にわたるものである。1-2-3では、実際にマニュアルに含まれている項目を量的調査による調査票から把握した。

並行して実際に回収したマニュアルを目視で確認し、両方の結果を照合する作業も行った。

児童クラブ表1-2-1 事故・災害マニュアルの整備状況

項目	カテゴリ	n	割合
Q15 事故または災害に関するマニュアル	事故・災害の両方ともある	571	57.5%
	事故のみある	37	3.7%
	災害のみある	116	11.7%
	1つもない	213	21.5%
	無回答	56	5.6%

児童クラブ表1-2-2 事故・災害マニュアルの作成時期と最終改訂日

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点	
Q16 事故マニュアル	作成日	530	23.6	25	21	27
	(平成/年) 最終改訂日	460	27.6	29	27	29
Q17 災害マニュアル	作成日	588	24.1	25	22	28
	(平成/年) 最終改訂日	508	27.7	29	27	29

現在、放課後児童クラブで使用している事故・災害に含まれるマニュアルの項目を昇順で示した。

調査対象となった放課後児童クラブの事故・災害マニュアルに含まれている項目で割合が低い下位3項目は、「ヒヤリハット集の書式(14.1%)」、「マニュアルの活用方法(16.9%)」、「放課後児童クラブの特性(19.8%)」であった。

一方、「放課後児童クラブの特性(19.8%)」、割合が高い上位3項目は、「非常時(緊急災害時)の状況別体制(77.5%)」、「職員の緊急連絡体制(66.7%)」、「外部からの侵入対応(64.9%)」であった。

調査では実際に現場で使用している事故・災害マニュアルの送付をあわせて依頼し(回収したマニュアルのうち168クラブの照合作業を実施)、マニユ

アルに含まれる内容の確認、照合の作業も行った上で、集計を行った。その結果、各内容が含まれる割合は本統計と概ね一致していた。

放課後児童クラブの役割や入所している児童の特徴、事故、災害に繋がる恐れのある事例の分析と改善に向けた積み上げ、マニュアルをどのように実践の現場で活かしていくのか、その活用の方法を整理することが課題として示された。

調査対象となった放課後児童クラブからは、調査票と併せてマニュアルの提供も求めた。頁数が1枚のものから冊子となる分量まで、各放課後児童クラブによって、掲載項目、分量にばらつきがあった。

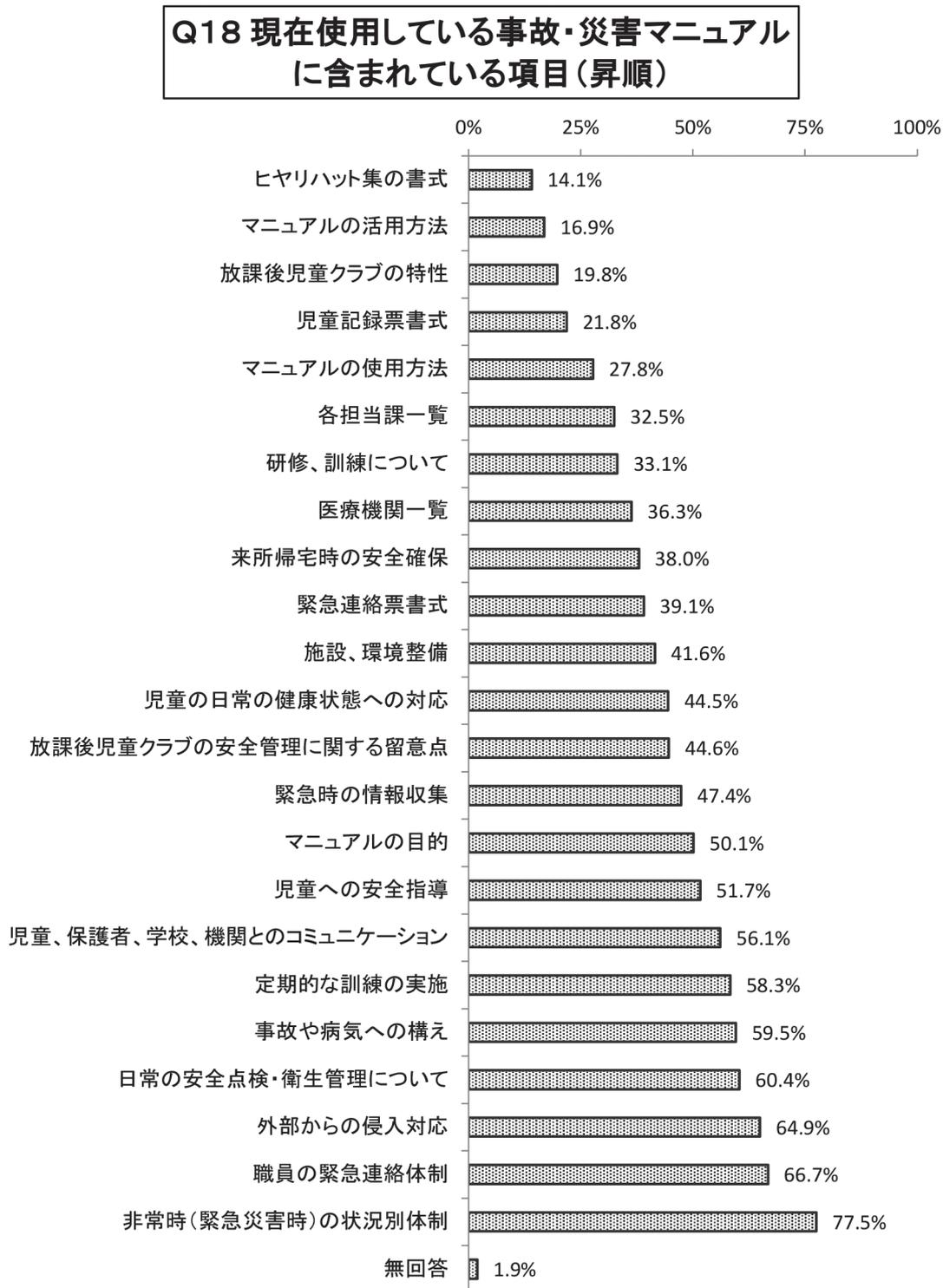
事故・災害マニュアルに含まれている項目数を見ても、各クラブの事故・災害マニュアルに記載

児童クラブ表1-2-3-1 事故・災害マニュアルに含まれている項目

項目	n	割合
Q18 現在使用している事故・災害マニュアルに含まれている項目		
マニュアルの目的	363	50.1%
マニュアルの使用方法	201	27.8%
放課後児童クラブの特性	143	19.8%
放課後児童クラブの安全管理に関する留意点	323	44.6%
児童、保護者、学校、機関とのコミュニケーション	406	56.1%
職員の緊急連絡体制	483	66.7%
非常時(緊急災害時)の状況別体制	561	77.5%
緊急時の情報収集	343	47.4%
児童の日常の健康状態への対応	322	44.5%
施設、環境整備	301	41.6%
日常の安全点検・衛生管理について	437	60.4%
児童への安全指導	374	51.7%
定期的な訓練の実施	422	58.3%
ヒヤリハット集の書式	102	14.1%
緊急連絡票書式	283	39.1%
児童記録票書式	158	21.8%
事故や病気への構え	431	59.5%
来所帰宅時の安全確保	275	38.0%
外部からの侵入対応	470	64.9%
医療機関一覧	263	36.3%
各担当課一覧	235	32.5%
研修、訓練について	240	33.1%
マニュアルの活用方法	122	16.9%
無回答	14	1.9%

対象: Q15にて事故・災害マニュアルの両方あるいはいずれかがある724施設

児童クラブ図1-2-3-1



されている項目数は概ね9、6～15項目にばらついていて、放課後児童クラブで想定される事故・災害は、多岐にわたるが、事故・災害マニュアルに含まれる項目は中央値が6項目であり、各放課後児童ク

ラブによって違いがあり、どのような放課後児童クラブでも最低限必要となる項目(実践の最低基準)は、今後、その標準化が求められる。

児童クラブ表1-2-3-2 事故・災害マニュアルに含まれている項目数

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q18 マニュアルに記載されている項目数	709	10.2	9	6	15

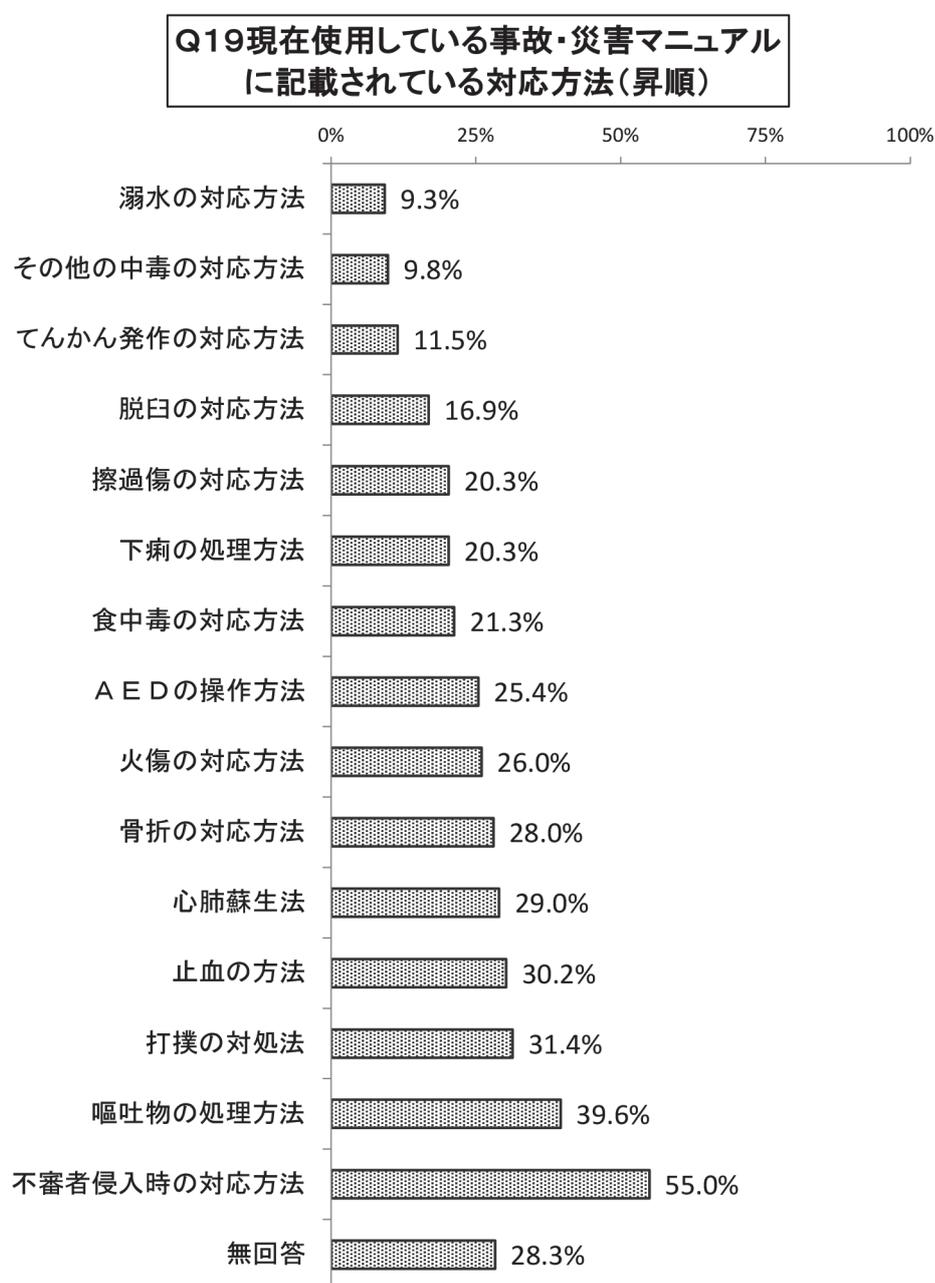
1-2-4 事故・災害マニュアルに記載されている対応方法

放課後児童クラブにおいては、事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について迅速に保護者に連絡し、運

営主体及び市町村に報告することが求められている。

緊急時に、適切な対応をとるためには、事故の状況に合わせた対応方法を知識、技能として身につけていることが望まれる。実際に起こっている状況、

児童クラブ図1-2-4



児童クラブ表1-2-4 事故・災害マニュアルに記載されている対応方法

項目	n	割合
Q19 現在使用している事故・災害マニュアルに記載されている対応方法	心肺蘇生法	210 29.0%
	打撲の対処法	227 31.4%
	骨折の対応方法	203 28.0%
	脱臼の対応方法	122 16.9%
	火傷の対応方法	188 26.0%
	AEDの操作方法	184 25.4%
	溺水の対応方法	67 9.3%
	止血の方法	219 30.2%
	擦過傷の対応方法	147 20.3%
	嘔吐物の処理方法	287 39.6%
	下痢の処理方法	147 20.3%
	不審者侵入時の対応方法	398 55.0%
	食中毒の対応方法	154 21.3%
	その他の中毒の対応方法	71 9.8%
	てんかん発作の対応方法	83 11.5%
無回答	205 28.3%	

対象: Q15にて事故・災害マニュアルの両方あるいはいずれかがある724施設

児童の状態から対応方法を判別し、救急通報や組織内の緊急連絡など、瞬時に、さまざまな対応が求められる。

1-2-4では、マニュアルに掲載されている事故・災害時の対応方法の有無について、その把握を試みている。

表1-2-5では、放課後児童クラブが想定している災害についても尋ねた。

※今回の調査により、明らかになった放課後児童クラブで実際に発生した事故と対応方法の記載との関係性については「2-2 発生した事故・災害に対する対応マニュアルの整備状況」を参照されたい。

児童クラブ表1-2-5 想定している災害

項目	n	割合
Q20 想定されている災害	暴風	512 51.6%
	竜巻	199 20.0%
	豪雨	516 52.0%
	豪雪	208 20.9%
	洪水	317 31.9%
	崖崩れ	62 6.2%
	土石流	48 4.8%
	高潮	22 2.2%
	地震	688 69.3%
	津波	175 17.6%
	噴火	27 2.7%
	地滑り	30 3.0%
	大火	333 33.5%
	その他	89 9.0%
	無回答	286 28.8%

児童クラブ図1-2-4では、現在使用している事故・災害マニュアルに記載されている対応方法を昇順に示した。

その結果、調査対象となった放課後児童クラブの事故災害マニュアルに記載されている対応方法で記載の割合が低い下位3項目は「溺水の対応方法(9.3%)」、「その他の中毒の対応方法(9.8%)」、「てんかん発作の対応方法(11.5%)」であった。

無回答を除いた上位3項目は、「不審者侵入時の対応方法(55.0%)」、「嘔吐物の処理方法(39.6%)」、「打撲の処理方法(31.4%)」であった。

#### 1-2-5 想定している災害

1-2-5では、モデルマニュアルに組み込む災害対応の項目を把握するために、各放課後児童クラブで想定している災害の範囲を把握し、1-2-6では、その対応方法について尋ねた。

#### 1-2-6 マニュアルに対応方法が記載されている災害

放課後児童クラブ運営指針によれば、災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとることが求められている。

また、災害等が発生した際の対応については、そ

の対応の仕方を事前に定めておくこと、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこととされている。

児童クラブ表1-2-5から放課後児童クラブが想定している災害の下位3項目は「高潮(2.2%)」、「噴火(2.2%)」、「地滑り(2.7%)」であった。これらは、放課後児童クラブが設置されている地域性と大きく関係してくるものであった。無回答を除いた上位3項目は、「地震(69.3%)」、「豪雨(52.0%)」、「暴風(51.6%)」であった。

調査結果からは、想定は発生頻度が高い災害が上位を占め、「高潮」、「噴火」、「地滑り」といった発生が特定地域に限られる災害の割合が低いことが明らかになった。

「その他」には、火災、不審者侵入、北朝鮮の弾道ミサイル発射、台風、大気汚染(PM2.5、光化学スモッグ)、落雷、原子力災害などの回答が多数あった。

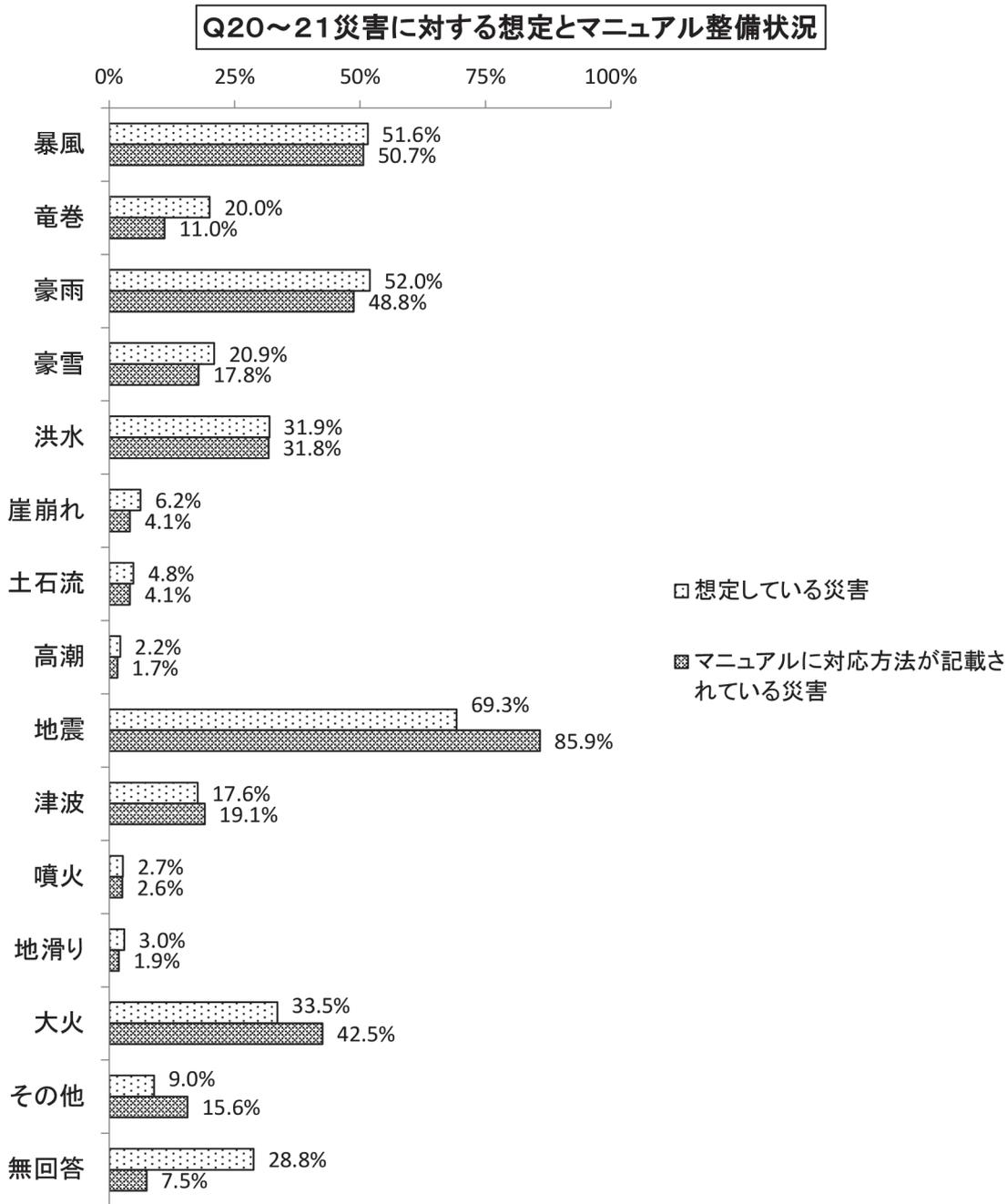
また調査対象となった放課後児童クラブのマニュアルに対応方法が記載されている災害の上位3位は「地震(85.9%)」、「暴風(50.7%)」、「豪雨(48.8%)」であった。これらの災害は想定する割合が高い災害

児童クラブ表1-2-6 マニュアルに対応方法が記載されている災害

項目	n	割合
Q21 マニュアルに対応方法が記載されている災害		
暴風	367	50.7%
竜巻	80	11.0%
豪雨	353	48.8%
豪雪	129	17.8%
洪水	230	31.8%
崖崩れ	30	4.1%
土石流	30	4.1%
高潮	12	1.7%
地震	622	85.9%
津波	138	19.1%
噴火	19	2.6%
地滑り	14	1.9%
大火	308	42.5%
その他	113	15.6%
無回答	54	7.5%

対象: Q15にて事故・災害マニュアルの両方あるいはいずれかがある724施設

児童クラブ図1-2-5



(Q20) と一致していた。

また記載の割合が低い災害も想定する割合が低い災害と一致し、想定する災害に対する対応方法がマニュアルに記載されている状況が明らかになった。放課後児童クラブ運営指針の中においても、「災害等の発生に備えて 具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的

に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく」ことが示されている。

#### 1-2-7 事故・災害予防に関して取り組んでいること

放課後児童クラブにおいては、「災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる」こと、「災害等

児童クラブ表1-2-7 事故・災害予防に関して取り組んでいること

	n	割合		n	割合
食物アレルギーの児童に対して配慮している	654	65.9%	安全についての自己学習を行っている	281	28.3%
災害、事故発生時のため保険に加入している	652	65.7%	他機関と安全確保に関する情報の交換が迅速に行えている	280	28.2%
応急手当に必要な薬品、備品が準備されている	620	62.4%	発災時の2次避難場所を児童と一緒に確認している	280	28.2%
応急手当に必要な薬品、備品は救急箱に入れて管理している	611	61.5%	食器棚、テレビ、照明器具等が固定されている	279	28.1%
緊急時に保護者と連絡を取り合う体制が構築されている	608	61.2%	児童と職員が一緒に経路を歩きながら安全確認を行っている	273	27.5%
災害を想定した訓練を児童も含めて行っている	584	58.8%	発災時の児童の引き渡しの方法を保護者も含めて確認	253	25.5%
職員が施設で発生した不審な出来事を施設長に報告する	571	57.5%	災害、事故対応のための防犯器具、機材が揃っている	246	24.8%
消火器などの消防設備は定期的に点検している	571	57.5%	防犯器具、機材を使用するための研修、訓練を実施	239	24.1%
負傷者ができた場合、緊急連絡できる手段を確保している	570	57.4%	定期的に関係機関の連絡先について確認を行っている	222	22.4%
定期的に火災や災害を想定した実施訓練を行っている	560	56.4%	防犯・防災情報を保護者と共有している	219	22.1%
緊急時に関連部署と連絡を取り合う体制が構築されている	543	54.7%	発災時に保護者と連絡が取れなかった場合の集合場所を確認	214	21.6%
屋外活動の事故防止について職員間で事前に話し合っている	536	54.0%	児童の保護者と安全管理について話し合うようにしている	211	21.2%
事故防止について職員間で事前に話し合っている	529	53.3%	屋外で活動するプログラムを実施している	204	20.5%
安全管理について職員間で情報を共有する仕組みがある	527	53.1%	地域の関係機関・団体の会合で情報交換を行っている	167	16.8%
実施した避難訓練について、事後の反省を行っている	520	52.4%	犯罪対策について新しい方法について情報を集めている	149	15.0%
食物アレルギーの児童の保護者と緊急時の対応を確認	514	51.8%	緊急時に警察が来るまで立てこもる場所がある	145	14.6%
児童の安全に関する研修会等に参加している	469	47.2%	来訪者に対するルールを策定し、来訪者に明示している	134	13.5%
自施設は、どこから侵入しやすいか弱点を把握している	462	46.5%	地元の警察と安全管理について話し合うようにしている	134	13.5%
点検で危険と判断されたものは、改善措置をとっている	444	44.7%	来訪者に対して受付簿で退館(退室)の確認をしている	133	13.4%
負傷者ができた場合には、病院に運搬する手段を確保している	443	44.6%	外部専門家を招き、訓練内容について外部評価を受けている	133	13.4%
不審者情報の連絡が入った際、手立てが講じられている	431	43.4%	地域作成安全マップの作成が行われている	116	11.7%
緊急避難時に必要となる用品は、持ち出せるようにしている	430	43.3%	最低限の緊急対応事項はチェックリスト化されている	115	11.6%
安全確保のクラブの方針を児童・保護者に周知している	406	40.9%	災害、事故の当事者への心理的支援を行っている	105	10.6%
負傷などの事故が発生しやすい場所を把握している	402	40.5%	災害、事故の被害者となった保護者への心理的支援	102	10.3%
児童の来所、帰宅時の安全確保について指針を定めている	371	37.4%	災害、事故の加害者への再発防止に向けた支援を行っている	102	10.3%
マニュアルは、臨機応変に対応できる幅を持たせて運用	353	35.5%	チェックリストはすぐに使用できるようになっている	101	10.2%
安全管理活動のための役割分担を定めている	345	34.7%	施設外で行うイベントについては地域の児童も参加している	98	9.9%
行政や地域の消防、防災に関するメール配信情報を利用	328	33.0%	災害、事故の加害者となった保護者への心理的支援	97	9.8%
地震の際に、家具などが落下しないように固定している	321	32.3%	地域の方と一緒に取り組んでいることがある	96	9.7%
防火管理者の資格を持つ職員を配置している	319	32.1%	防災倉庫を設置し、防災用具、食品等を確保している	90	9.1%
緊急時の対応の優先順位を明示している	318	32.0%	こども110番の家を児童自身に安全と理解してもらう	69	6.9%
固定遊具に破損箇所はないか確認している	316	31.8%	発災時の児童の引き渡しの訓練を保護者も含めて実施	59	5.9%
不法侵入を想定した訓練を児童も含めて行っている	297	29.9%	家庭にハザードマップを配布している	38	3.8%
所轄の行政機関と安全管理について話し合うようにしている	293	29.5%	児童と職員が一緒にこども110番の家を訪問している	17	1.7%
対応方法はフローチャートで一目で分かるようにしている	289	29.1%			

が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく」ことを指針としている。1-2-7では、児童育成健全財団によって作成されたチェックリストを基準にしながら、項目を一部修正、追加し、放課後児童クラブにおける事故・災害予防の取り組みに関する把握を行った。

調査対象となった放課後児童クラブが災害・事故予防に関して取り組んでいることの上位5位は、「食物アレルギーの児童に対して配慮している(65.9%)」、「災害、事故発生時のため保険に加入している(65.7%)」、「応急手当に必要な薬品、備品が準備されている(62.4%)」、「応急手当に必要な薬品、備品は救急箱に入れて管理している(61.5%)」、「緊急時に保護者と連絡を取り合う体制が構築されている(61.2%)」であった。

下位5位は、「防災倉庫を設置し、防災用具、食品等を確保している(1.7%)」、「こども110番の家を児童自身に安全と理解してもらう(3.8%)」、「発災時の児童の引き渡しの訓練を保護者も含めて実施(5.9%)」、「家庭にハザードマップを配布している(6.9%)」、「児童と職員と一緒にこども110番の家を訪問している(9.1%)」であった。

調査結果から、「こども110番の家の確認を行う」部分で実施率が低かったが、放課後児童クラブにおける育成支援の基本として、「放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく」こと、併せて自己管理能力を身につけられるように援助していくことを、児童の育成の基本に位置づけている。

※事故が発生したクラブとしないクラブにおける各取り組みの実施状況は「2-4 行政機関に報告した事故発生と事故・災害予防に関する取り組みの関係」を参照されたい。

#### 1-2-8 事故・災害に関する保険の保障

放課後児童クラブでは事故・災害に対応するために、「運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である」と定められている。

調査対象となった放課後児童クラブが加入する保険の保障内容は、身体（対人賠償）1名につき概ね10,000（万円）、身体（対人賠償）1事故につき概ね30,000（万円）であった。また財物（現物賠償）1事故につき概ね1,000（万円）であった。ただ25%点と

75%点から保障金額のばらつきは大きく、保障金額の格差が大きいことがわかった。

#### 1-2-9 安全点検の頻度

放課後児童クラブは、児童が安心して過ごせる生活の場でなければならず、「子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う」ことが求められている。

そのため、1-2-9においては、放課後児童クラブにおいて、児童にとって安全安心感のある生活の場所となるために、その前提として、放課後児童クラブの室内、室外の安全点検がどの程度の頻度で実施されているのかについて、把握を行った。

調査対象となった放課後児童クラブの安全点検の頻度は、「室内」「室外」とともに概ね1日1回であった。

児童クラブ表1-2-8 事故・災害に関する保険の保障

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q23 保険の保障内容(万円) 身体(対人賠償) 1名につき	424	6791.5	10,000	3,000	10,000
1事故につき	426	30384.5	30,000	10,000	50,000
財物(現物賠償) 1事故につき	421	19328.0	1,000	500	50,000

児童クラブ表1-2-9 安全点検の頻度

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q24 安全点検の頻度 室内 日に	856	10.3	1	1	7
回	856	1.2	1	1	1
室外 日に	758	12.9	1	1	30
回	758	1.1	1	1	1

児童クラブ表1-2-10 事故・災害予防の所内研修（複数回答）

項目	n	割合
Q25 所内研修 事故予防の所内研修を実施している	399	40.2%
災害予防の所内研修を実施している	426	42.9%
ともに実施していない	443	44.6%
無回答	47	4.7%

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q25 事故予防の所内研修 年間実施回数(回)	390	3.3	1	1	2
災害予防の所内研修 年間実施回数(回)	423	3.1	2	1	3

頻度にはばらつきはあるが、半数のクラブは「室内」の安全点検を1週間に1回、「室外」の安全点検を1ヶ月に1回以上実施していた。

#### 1-2-10 事故・災害予防の所内研修

放課後児童クラブにおいては、事業の内容の向上を図るために、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある」とされている。Q25においては、放課後児童クラブにおける事故・災害予防のための所内研修の実施状況について、その有無、頻度について尋ねた。

調査対象となった放課後児童クラブにおける事故・災害予防のための所内研修の実施率は、「事故予防の所内研修」が40.2%、「災害予防の所内研修」が42.9%であった。

ともに実施していないクラブが44.6%あった。事故・災害の所内研修の実施が可能になるような支援、指導が求められる。年間回数は「事故予防のための所内研修」が概ね1回、1～2回のクラブが半数を占めた。「災害予防のための所内研修」が概ね2回、1～3回のクラブが半数を占めた。

事故、災害については、マニュアルを読んだだけでは、知識として理解することができても、技能として習得することは難しいものである。突発的な緊急対応場面において、冷静かつ適切な支援を行うためには、マニュアルに沿った繰り返しの研修や各児童クラブにおいて予測される危険、収集された事例などをもとに研修が実施されていくことが望まれる。放課後児童支援員等の研修の機会等を通じた知

識や技能の習得は、組織としての実践力、事業内容の向上に繋がるものであり、その機会の保障や参加が奨励されるべきものである。

### 1-3 調査対象放課後児童クラブの事故・災害発生状況

#### 1-3-1 事故・災害の発生状況（平成28年度）

Q26では、平成28年度中に事故・災害の発生にあたり、行政機関に報告した事案の有無、件数について尋ねた。行政報告については、提出を求める基準が各自自治体によって異なっていることが調査票や照会事項から明らかになった。

調査対象となった放課後児童クラブで平成28年度に行政機関に報告した事故があった放課後児童クラブは31.2%であった。事故報告したクラブにおける事故件数は概ね2件、1～3件のクラブが半数を占めた。

#### 1-3-2 事故・災害の詳細（平成28年度）

1-3-2では、現場で実施に起きている事例に対応したモデルマニュアルを作成するために、事故・災害の詳細を把握することは一定の意味を持つものと考え、質問項目を設定した。

調査対象となった放課後児童クラブで発生した事故・災害の上位3位は、通院が「打撲（22.5%）」、「骨折（21.9%）」、「捻挫（14.1%）」、入院が「骨折（1.3%）」、「打撲（0.3%）」、「その他（ひび、ピーナッツアレルギー、左小指基節骨端線損傷）（0.3%）」であった。

一方、各施設にて年間発生件数が最も多い事故・災害は、通院、入院ともに「保護者の迎えを要する発熱」（中央値：通院5件/年、入院4.5件/年）、他の

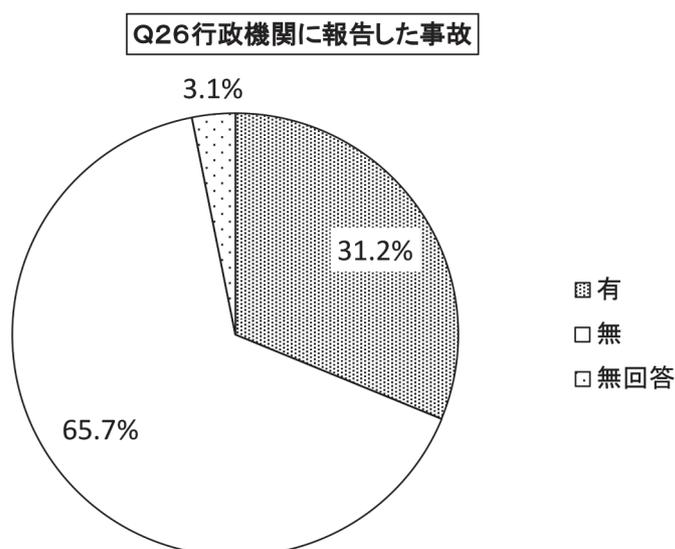
児童クラブ表1-3-1 事故・災害の発生状況（平成28年度）

項目		n	割合
Q26 行政機関に報告した事故	有	310	31.2%
	無	652	65.7%
	無回答	31	3.1%

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q26 事故報告(件)	306	2.5	2	1	3

児童クラブ図1-3-1



事故・災害の年間発生件数は概ね1～2件/年であった。

件数は多くはないが、多くのクラブで発生した事故・災害が「打撲」、「骨折」、「捻挫」であった。通院した件数でみると、「打撲(223件)」、「骨折(217件)」、「捻挫(140件)」であった。

発生するクラブは少ないが、そのクラブで繰り返し発生した事故・災害が「保護者の迎えを要する発熱」といえる。「その他」には目のケガ、虫さされなどの回答が多数あった。

なお、Q26においては、事故の期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とした。事故の定義については、児童が放課後児童クラブを利用中に何らかの事故により、通院(医師に診断を受けた)を要する場合と調査票に明記して、回答を求めた。

1-3-2では、放課後児童クラブで起きた事故の割合と入院との関係性を把握した。「打撲(3/223件)」、「骨折(13/217件)」、「捻挫(3/140件)」であった。

Q27からは、放課後児童クラブで、実際にどのような事故が発生しているのか、その詳細が把握された。

### 1-3-3 事由ごとの事故件数(平成28年度)

Q28では、回答された事故について、事由ごとの件数から、事故、災害の背景を探った。

調査対象となった放課後児童クラブで発生した事故・災害の事由上位3位は、「集団遊び中の転倒など(26.7%)」、「児童同士のふざけあい(19.9%)」、「固定遊具からの転倒など(12.6%)」、「運動中の打撲、捻挫、擦り傷(12.6%)」であった。一方、各施設における年間発生件数が最も多い事由は、「いじめ(中央値5.5件/年)」、他の事由の年間発生件数は概ね1件/年であった。件数は多くはないが、多くのクラブの事故発生事由となったのが「集団遊び中の転倒など」、「児童同士のふざけあい」、「固定遊具からの転倒など」、「運動中の打撲、捻挫、擦り傷」、その事由による事故が発生するクラブは少ないが、そのクラブで繰り返し事故発生事由となったのが「いじめ」といえる。「その他」にはボールとの接触、登下校中の転倒などの回答が多数あった。

事故の発生要因の最上位の項目として、「集団遊び中の転倒など」があげられた。放課後児童クラブ運営指針第2章「事業の対象となる子どもの発達」によれば、放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。

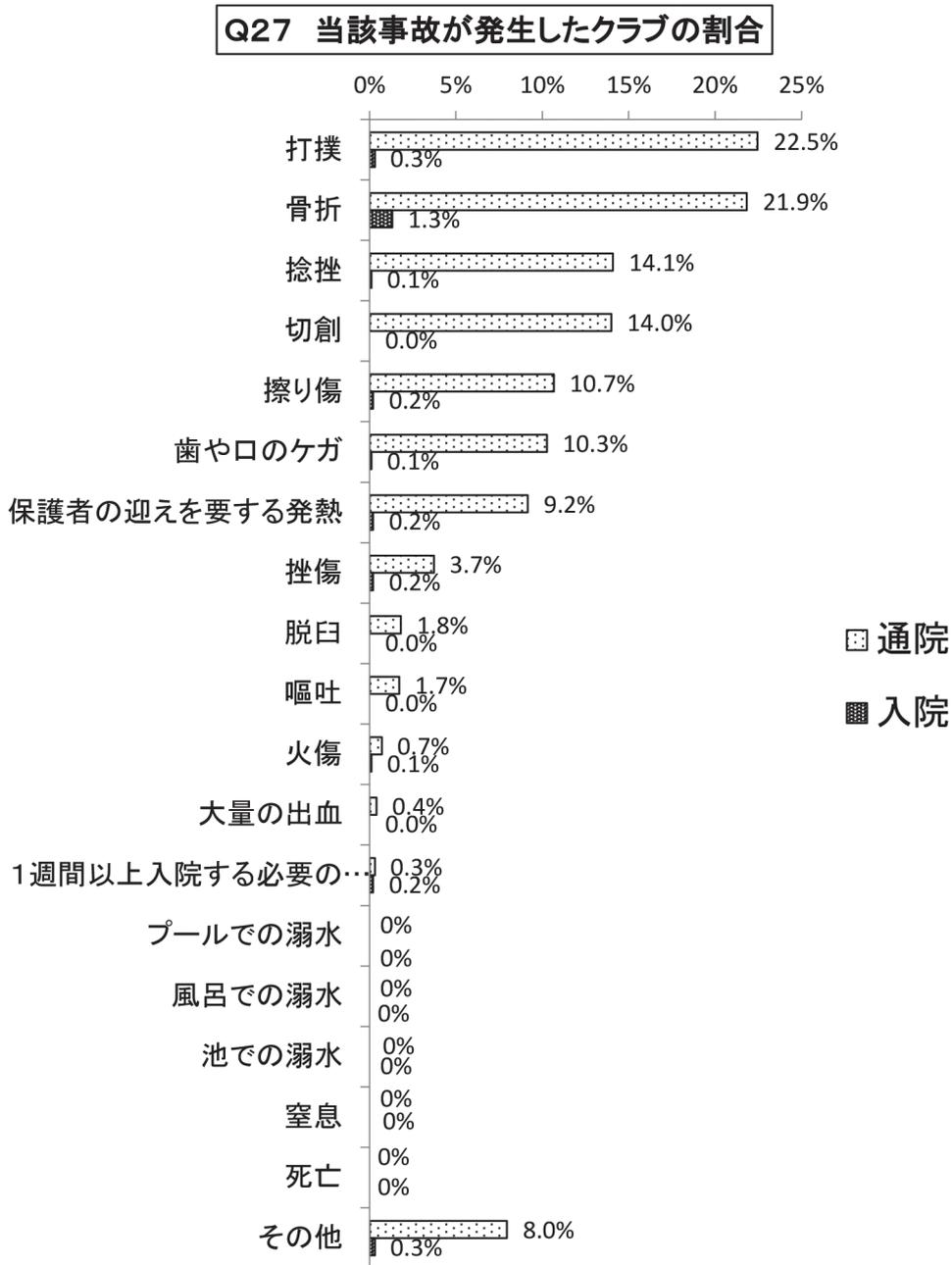
児童クラブ表1-3-2 事故・災害の詳細（平成28年度）

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q27 事故に遭遇した件数 (対象:1件以上の回答があった施設)					
通院 擦り傷	106	1.6	1	1	2
捻挫	140	1.5	1	1	2
打撲	223	1.8	1	1	2
脱臼	18	1.1	1	1	1
骨折	217	1.2	1	1	1
切創	139	1.3	1	1	1
挫傷	37	1.5	1	1	2
嘔吐	17	1.9	2	1	2
火傷	7	1.1	1	1	1
歯や口のケガ	102	1.2	1	1	1
プールでの溺水	0	-	-	-	-
風呂での溺水	0	-	-	-	-
池での溺水	0	-	-	-	-
窒息	0	-	-	-	-
1週間以上入院する必要があるケガ	3	1.3	1	1	1.5
保護者の迎えを要する発熱	91	6.5	5	3	8
大量の出血	4	1.0	1	1	1
死亡	0	-	-	-	-
その他	79	1.2	1	1	1
入院 擦り傷	2	2.0	2	1.5	2.5
捻挫	1	1.0	1	1	1
打撲	3	1.3	1	1	1.5
脱臼	0	-	-	-	-
骨折	13	1.0	1	1	1
切創	0	-	-	-	-
挫傷	2	1.0	1	1	1
嘔吐	0	-	-	-	-
火傷	1	1.0	1	1	1
歯や口のケガ	1	1.0	1	1	1
プールでの溺水	0	-	-	-	-
風呂での溺水	0	-	-	-	-
池での溺水	0	-	-	-	-
窒息	0	-	-	-	-
1週間以上入院する必要があるケガ	2	1.0	1	1	1
保護者の迎えを要する発熱	2	4.5	4.5	3.3	5.8
大量の出血	0	-	-	-	-
死亡	0	-	-	-	-
その他	3	1.0	1	1	1

放課後児童クラブの活動の中で、児童がさまざまなことに挑戦する過程で転倒したり、児童同士のふざけ合いが事故に発展することもあることが示された。そのため、放課後児童支援員等は、放課後児童クラブを利用している児童の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりのその日の心身の状態まで丁寧に観察し、複眼的な視点で把握しながら育成支援を行うことが必要である。

加えて、児童集団は絶えず安定的に作用するわけではなく、児童や職員との何気ないやりとりや利用日の児童の心身の状況によっても変化するものである。多様な年齢の児童が集団で放課後の時間を過ごす場であることから、児童の社会性の発達状況等にも着目し、様々な仲間集団が形成されていること、児童同士の関わりの変化にも配慮する必要がある。

児童クラブ図1-3-2



児童クラブ表1-3-3 事由ごとの事故件数（平成28年度）

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q28 事由ごとの事故件数					
(対象:1件以上の回答があった施設)					
固定遊具からの転倒など	125	1.3	1	1	1
集団遊び中の転倒など	265	1.9	1	1	2
階段などにおける転倒、転落など	58	1.2	1	1	1
球技中の転倒	72	2.2	1	1	2
運動中の打撲、捻挫、擦り傷	125	2.0	1	1	2
児童同士のふざけあい	198	1.6	1	1	2
自動車との接触	3	1.0	1	1	1
調理実習中のケガ	7	1.1	1	1	1
誤飲	1	1.0	1	1	1
誤食	3	1.0	1	1	1
異物混入	5	1.2	1	1	1
転落	8	1.0	1	1	1
いじめ	2	5.5	5.5	3.3	7.8
水害	0	-	-	-	-
不審者の侵入による事故	0	-	-	-	-
その他	138	2.0	1	1	2

## 1-3-4 場所・ものごとの事故件数（平成28年度）

1-3-4では、放課後児童クラブのどのような場所で児童の事故が発生しているのかを把握するための設問を設定した。放課後児童クラブでは、児童が思いきり体を動かし、多様な活動ができるグラウンドでの事故が最も多かった。次に放課後の多くの時間を過ごす生活室、室内での遊びの中心となる活動場所である遊戯室と続いた。

放課後児童クラブで発生する事故の起きやすい場所・ものごとを把握することで、活動中の危険がどこに潜み、どのような事由により事故に繋がるのか、その際の対応方法を組織として検討しておくことは、リスクマネジメントの観点からも有効である。

一方で児童は放課後児童クラブでのさまざまな体験、他者との関係の中で、豊かな想像力や思考力を身につけている。特に遊びは、児童が社会性を養ったり、創意工夫しながら創造力を高めていくものであることから特に危険と関連する要因がない限り、児童の活動を制限してはならないものである。

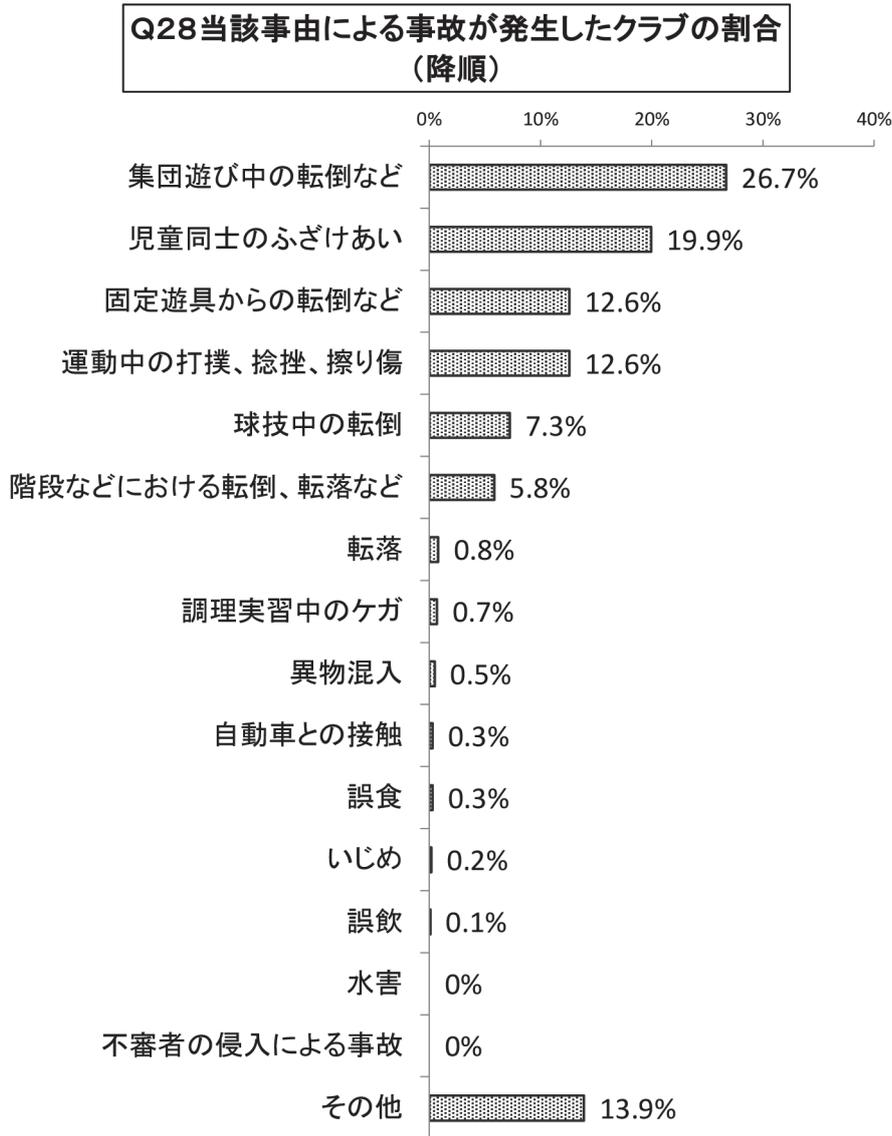
1-3-4では、Q29により、事故の発生している場所・ものごとについて、降順に示した。放課後児童クラブで起きる危険をなくしたり、軽減するために、事故の背景には、何があるのか、その情報を共有し蓄

積していくことが重要である。

Q29の事故が発生している場所・ものごとに関する結果は次のとおりであった。調査対象となった放課後児童クラブで事故が発生した場所上位3位は、「グラウンド（20.1%）」、「生活室（12.8%）」、「遊戯室（10.8%）」であった。一方、各施設における年間発生件数の多い場所は、「静養室（中央値8件/年）」、「シャワールーム（中央値5件/年）」、「屋上（中央値4件/年）」であった。

件数は多くはないが、多くのクラブで事故が発生した場所が「グラウンド」、「生活室」、「遊戯室」、その場所で事故が発生するクラブは少ないが、クラブで繰り返し事故が発生する場所が「静養室」、「シャワールーム」、「屋上」といえる。「その他」には体育館、公園、駐車場などの回答が多数あった。

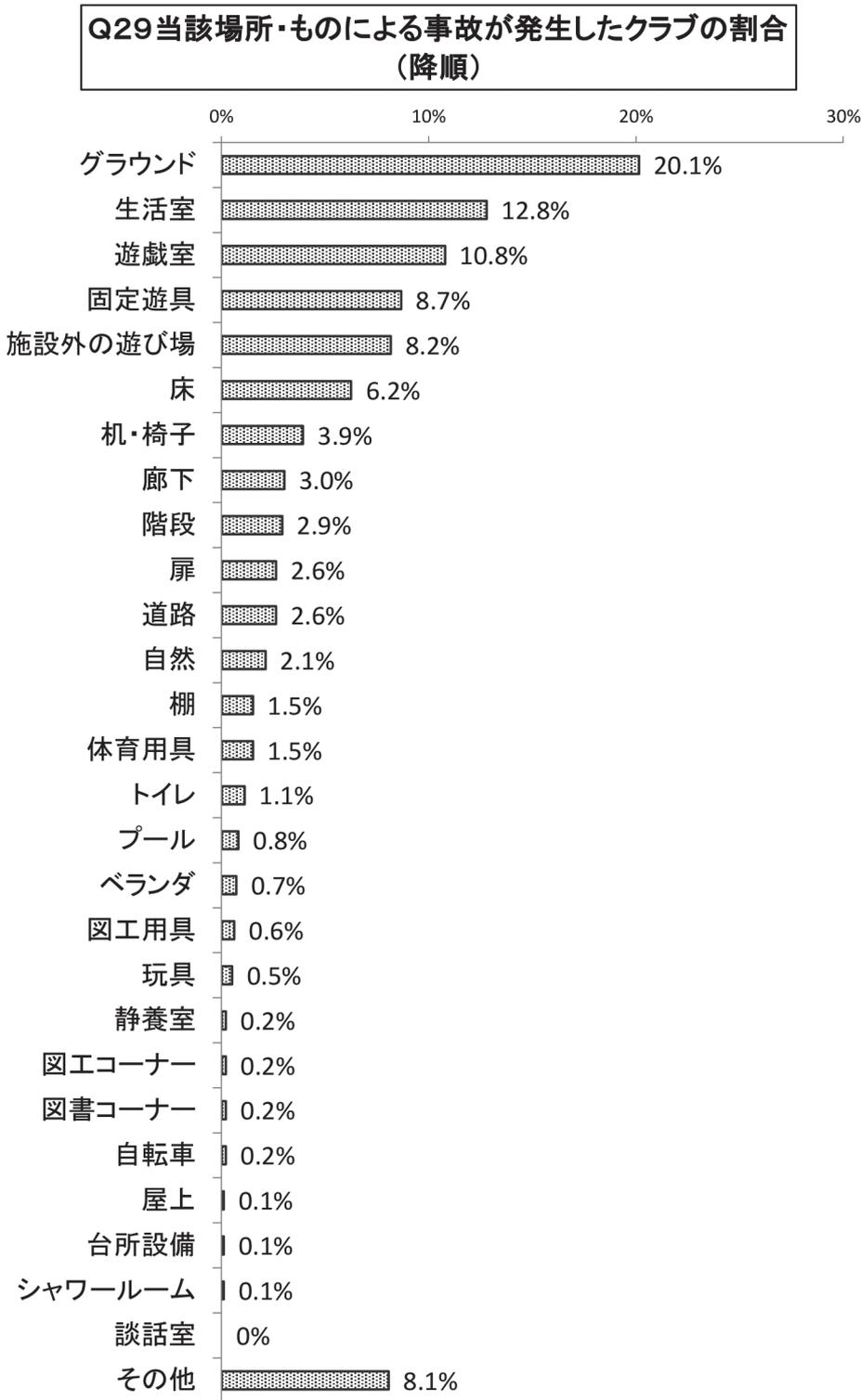
児童クラブ図1-3-3



児童クラブ表1-3-4 場所・ものごとの事故件数（平成28年度）

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q29 場所・ものごとの事故件数	62	1.5	1	1	1
(対象:1件以上の回答があった施設)	26	1.1	1	1	1
床	15	1.1	1	1	1
扉	39	1.3	1	1	1
棚	29	1.1	1	1	1
机・椅子	200	2.2	1	1	3
階段	21	1.3	1	1	2
グラウンド	8	1.1	1	1	1
自然	30	1.2	1	1	1
プール	1	4.0	4	4	4
廊下	7	1.1	1	1	1
屋上	81	1.8	1	1	2
ベランダ	26	1.2	1	1	1
施設外の遊び場	86	1.2	1	1	1
道路	127	2.3	1	1	2
固定遊具	107	1.7	1	1	2
生活室	2	8.0	8	5.5	10.5
遊戯室	0	-	-	-	-
静養室	2	2.0	2	2	2
談話室	2	1.0	1	1	1
図工コーナー	1	1.0	1	1	1
図書コーナー	11	1.2	1	1	1
台所設備	1	5.0	5	5	5
トイレ	15	1.3	1	1	1.5
シャワールーム	6	1.0	1	1	1
体育用具	5	1.4	1	1	2
図工用具	2	1.0	1	1	1
玩具	2	1.0	1	1	1
自転車	80	1.8	1	1	2
その他					

児童クラブ図1-3-4



## 1-4 調査対象放課後児童クラブの職員の状況

## 1-4-1 職員数（平成28年度）

調査対象となった放課後児童クラブの正規職員数、非正規職員数は曜日、時間に関わらず概ね1～3人であった。職員数については、「1-5 放課後児童クラブ等の現状や課題について（自由回答）」にて不足と補充を訴える意見が多数寄せられている。

## 1-4-2 スーパーバイズ

スーパーバイズとは、適切な相談援助活動ができるように各職員の職務遂行能力を向上させる目的で行われる専門分野の熟練者による教育・訓練・指導の行為と調査票に明記し、各放課後児童クラブでの実施体制の有無について尋ねた。放課後児童支援員等には、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習

得、維持及び向上に努めることが求められているが、研修を受講するだけで問題の多くが解決し、実践で必要とされるすべての知識、技能が身につけられるわけでもない。日常的な問題に対しては、より上位の職にある放課後児童支援員等が、児童支援や運営にあたって、教育的な支援を行うことが望まれる。

調査対象となった放課後児童クラブでスーパーバイズを実施しているクラブは15.4%であった。実施率は高いとはいえ、スーパーバイズの実施の有効性について、さらなる啓発と実施が可能となる体制の整備が期待される。

## 1-4-3 年休取得日数と平均勤続年数

調査対象となった放課後児童クラブの職員の年休取得日数は概ね10日、6～20日が半数を占めた。平

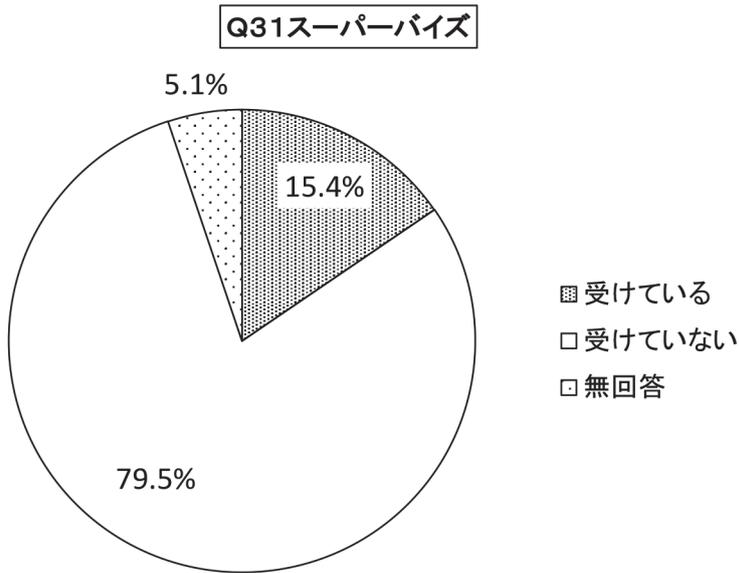
児童クラブ表1-4-1 職員数（平成28年度）

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点		
Q30 平日 日中	正規 職員数(人)	657	2.6	2	1	3	
	うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)	604	1.6	1	0	2	
	非常勤 職員数(人)	828	4.9	3	2	5	
	うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)	691	1.7	1	0	2	
	学生数(人)	416	0.9	0	0	0	
	夕方以降 正規 職員数(人)	566	2.1	2	1	3	
	うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)	523	1.3	1	0	2	
	非常勤 職員数(人)	718	4.0	3	2	5	
	うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)	605	1.5	1	0	2	
	学生数(人)	392	0.7	0	0	0	
	土日・祝日 日中	正規 職員数(人)	594	1.7	1	1	2
		うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)	526	1.2	1	0	1
非常勤 職員数(人)		727	3.1	2	1	3	
うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)		579	1.2	1	0	1.5	
学生数(人)		384	0.6	0	0	0	
夕方以降 正規 職員数(人)		492	1.2	1	0	2	
うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)		436	0.8	1	0	1	
非常勤 職員数(人)		610	2.4	2	1	3	
うち放課後児童支援員の認定講習修了者(人)		495	1.0	1	0	1	
学生数(人)		353	0.4	0	0	0	

児童クラブ表1-4-2 スーパーバイズ

項目	n	割合
Q31 スーパーバイズ	受けている	153 15.4%
	受けていない	789 79.5%
	無回答	51 5.1%

児童クラブ図1-4-2



児童クラブ表1-4-3 年休取得日数と平均勤続年数

項目	n	平均値	中央値	25%点	75%点
Q32 職員の年休取得日数(日)	467	16.8	10	6	20
職員の平均勤続年数(日)	513	7.6	6	3	10

均勤続年数は概ね6年、3～10年が半数を占めた。

#### 1-4-4 採用方針

調査対象となった放課後児童クラブにおける職員採用時の人物重視度は「非常に重視」「やや重視」の

合計が9割を超えたが、採用時に指導体験を実施していないクラブが72.5%であった。採用ミスマッチ防止のために指導体験の普及が期待される。

児童クラブ表1-4-4 採用方針

項目		n	割合
Q33 職員採用時の人物の重視度	非常に重視して採用している	567	57.1%
	やや重視して採用している	345	34.7%
	あまり重視せず採用している	23	2.3%
	まったく重視せず採用している	2	0.2%
	無回答	56	5.6%
Q34 指導体験後の職員採用	体験後に採用を決めている	230	23.2%
	していない	720	72.5%
	無回答	43	4.3%

### 1-5 放課後児童クラブの現状や課題（自由回答）

指導員の確保と教育・研修、施設の狭さ、スーパーバイズの実施などに関する意見が多数寄せられた。指導員の確保は、特に若年層の確保の必要性に関する意見が多かった。実際に寄せられた回答を次のとおり示す。

Q 36. 放課後児童クラブ等の現状や課題等についての意見・要望

- （採用について）無資格者でも補助員として働けるのはよい点でもあるが、そのせいか様々な職種の方々が面接に来られる。放課後児童クラブという職に対するハードルが低いと感じるのか、児童と遊ぶという以外の仕事へのイメージが湧きにくいのか、他職種と比べても低賃金であることも相まって、有望な人材が集まりにくい現状がある。（研修について）市が行う研修会があるものの、DVD視聴やクラブ間情報交換等の内容が多い。支援員のスキルアップにつながる質の良い研修会を増やしてほしい。
- 放課後児童クラブの性質上、放課後である夕方の2～3時間が、主に勤務の時間となります。短い時間であることが時給の面で、また夕方の忙しい時間帯での勤務となり、人材の確保には地域各園苦勞されている様子です。当学童クラブは、認定こども園内での自主事業として展開しており、職員は午前中は保育士として、午後は支援員としてフルタイム（AM4 + PM4 = 8）で勤務しております（Q 32につきまして）。マニュアル作成につきまして、他自治体を参考にさせて頂きました。
- 1. 現在のクラブ敷地に専用の外あそびひろばが隣接していない為、400M先の広場まで行きにくく、室内あそびを中心に活動してしまうことが多い。2. 小学校から1.5Kmの下校距離がある為、子ども達が揃うまで、時間がかかることや、途中でのトラブルが生じやすい。
- 1. 公設公営の公民館を使用している。防災訓練、避難訓練を公民館職員、児童クラブで年2回実施。しかし、クラブのマニュアルはないので作成の必

要がある。2. 不審者対応、地震、災害マニュアルがない。3. 災害発生時の連絡手段が確立されていない（携帯電話のみ）。

- 1. 入所児童数が100人を超えることを考えると、施設の運営は公設・公営と考えます。又、正規職員の配属による管理運営が必要と考えます。2. 年間開所日数250日以上を240日以上に要望します。
- 1～3年生は定員を越えて預けられるため、保護者としては就学後も安心して生活に入ることができる。一方で、子どもの過ごす環境としては、狭さによるストレスがあり、2クラス制や時間を分けて行動をするも、宿題が集中しにくいなどの声があり、運営としては課題となっている。
- 1つの集団の人数が多く（70人）、始終騒がしく子どもが落ち着かない。
- 1年生から6年生までの入所を受付けていますが、5、6年にとって学童が本当に必要なのか考えさせられます。特に支援を要する低学年の子が目立ち、その子の発達をどう促していけば良いか悩むことが多々あります。学童に対してもスクールカウンセラーの様な人を配置して頂きたいと思えます。
- 28年度には児童が保育中移動する際、あやまって座っていた児童の手を踏んでしまい、指を骨折するという事故が起きてしまいました。しかし、それ以降事故は1件もありません。児童が危険な行動をしないよう職員が細心の注意をしています。しかし、児童数が多いため、予期せぬ事故が起きてしまうこともあります。職員の数を増やして、目を光らせていても、年々児童数が増えることにより、事故が起きる危険性は増していくと予想されます。児童がけがなく、安心して過せるよう今後とも職員が協力し合い、保育していくことが課題となると思われます。
- 28年度に発生した事故（ケガ）のように、見ためでは、判断が出来ず、大変なことになったケースもあり、親への連絡のタイミングや処置の仕方などに困ることがある。（親によっては、連絡して

- も迎えにこられないことなどもあるため)。
- 29年度分割したので、残金(資本金)0でスタートのため、保育内容の充実に対して、人件費がともなわず、働きがいに賃金がともなう職場、運営体ほど遠い現状、実態です。現在、新職員には相応の賃金で、フトコロ(財政)状態を知っている私(リーダー)は軌道に乗るまでガマンかな。父母会運営です。
  - 2階に上がる階段が1つしかない為、火事や不審者侵入時に逃げるルートがない。外に階段を付けると、夜中に侵入されても困る。ハシゴや2階まで届く脚立を準備したが、練習してない。うまく活用できるか不安。
  - 2学童あり、1学童最大45名を受け入れている。子ども達は元気に遊んで、保護者も受け入れてもらい喜んでいますが、家庭的雰囲気を作るとなると無理がある。
  - 40人を一単位として2クラスで運営を行っているが、1クラスは育成室、1クラスは遊戯室及び図書室でおやつを食べている。一般来館も来ている中でのおやつを食べているのは、心苦しい。2クラスの内1クラスは正職とアルバイト(クラス担当)でやっているが、責任の問題点から1人の正職に負担がかかる。
  - 40名定員(待機児解消のために45名受入ることも)を受入れ、現場は3名の支援員で運営。1校区の児童だけでなく、隣接保育園の卒園児も希望入所してくるので、校区が5~6校程あります。校区外の児童が集まることでメリット、デメリットもあります。しかし縁あって出会った子ども達を健全に育成するためにも、又、職員をしっかり確保し定着を図るためにも、いろいろな面でサポート出来るように、質の高い学童保育の活動が出来るように、職員の処遇改善をお願いしたい。
  - H12より民家を借用し開設、父母会運営、H24より新築移転(公設民営)、H28より父母会運営から公営となる。※毎年入所希望者が増えるため、児童の生活や遊びなど、すごし方や場の使い方などの工夫や改善が必要となる。
  - H28年中は、退職者がいませんが、H29年度4月に1人の退職者がおり職員数の確保に、こまっています(認定研修のこともあるので)。
  - H30年度から、大幅な委託金の収入増が見込める為、1単位、1名の正規職員として配置が出来る。近年、学童の処遇改善も手厚くして頂き、とてもありがたいです。
  - ありがとうございます。事故、災害対応等マニュアルの見直し、改定の参考にさせていただきます。
  - アンケートをすることでクラブの実態を確認することができました。
  - インターネット環境がないため、情報収集ができない場合がある。職員も勤務中は携帯を持たないので、緊急時に停電した場合等の対応に困っています。近くの小学校ともしっかり連携が取れればと思っています。
  - クラブは、地域性や、小学校の人数によっても運営が違ってくるので、マニュアルにすべてあてはめるのは、強制しないで欲しいです。
  - こだわりが強く、思い通りにいかないとパニックを起こす、集団行動が苦手、すみっこにいないと落ち着かないなど、最近は一見普通に見えても特別支援の必要という子どもが増えています。事故にあった際、安全を確保するには、そういう子どもにも支援員の加配があるかどうかで、かなり違います。現状に合うよう支援員の質の向上のための研修も必要です。又、パニックになった子どもが恥をかくことのないよう静養室の設置も必要です。
  - このアンケートを回答することで、あらためて気がひきまりました。子どもたちの安全に十分な注意をはらっていきたいと思います。
  - これからは、専門の知識を修得した支援員が活躍する時代となる。学童支援員という職業につく若い人達が増えて、社会から認知される存在となっていくと考えています。
  - スーパーバイズの実施。特に要支援児童の支援方法については、年間通じて継続した指導をしてほしい。

- スタッフの資質向上、意識改革、有支援の子どもへの対応などの研修を定期的に受けたい。
  - スタッフの人材確保。保護者の学童保育の捉え方（スタッフとの連携がとれない、塾のような認識）。利用者増加による活動スペース（施設）の確保。個別対応が必要な児童への対応。
  - スタッフの募集をしてもなかなか応募がない。子どもと対話する時間が少なく、個々に合った支援ができにくい。家庭との連携を取るうえで、家庭の事情にどこまでかかわるべきか悩むことがある。
  - その就業形態〈不規則、家庭生活への影響など〉から、支援員の確保、継続的な雇用に大変苦慮している。
  - ダウン症で加配（マンツーマン）対象となっている児童が、学校では隔離されているような状況である。よって、学童でその子に対して“理解を深める”“共に生きる”等の指導はなかなか困難である。落ち着きのない子（ADHDが疑われる）が多く、全体指導に苦慮することがある。
  - 市では、児童館内に児童クラブが設置されている特別な状況があります。平成32年度からの県の移行での支援員の資格やクラブ人数の減（ガイドラインからの変更）で戸惑いも発生しています。厚生員としての資格と支援員としての資格をどう捉えるのか考えて頂きたいと思います。
  - ニーズの高まりにより利用者は年々増加しているため、既存施設（空き教室）での対応が困難となっている。また、施設を拡大するにも利用可能な物件を見つけるのも困難なことに加え、支援員の確保も困難な状況である。
  - パートは希望する人が少なく、無資格の人もいる為、仕事に対する認識不足が悩みである。実状に合わせた研修の機会がもっとほしいと思う。指導の体験後、採用するというシステムがほしい。
  - ハード面が整っていないのに、6年生まで保育するのは厳しい。施設が手狭となる。また、都会と田舎は違う（環境が）のは、国の役人も理解して、制度を考えてほしい。田舎は祖父母が近くにいる
- 場合が多い。現状を理解してるのか…。
- まだまだ整備途中の施設です。仕事をしながら保護者で運営している施設ですので行き届かない所が多くあります。少しずつですが、なるべく早くにマニュアルの整備、訓練等の実施をしていかなくはとっております。同封できるほどのマニュアルではないので、今回は送付をひかえさせていただきます。
  - マニュアルを作ることもそうですが、非常時に向けての避難訓練を行うのがむずかしいです（専門知識を持っている職員がいないため）。
  - やはり、夕方がメインという仕事、やっていることは幼稚園の逆、おまけに他の職業でも時給があがる時間の勤務であるにもかかわらず…。今の委託料でも、支援員を、子どもたちの状況にあわせ配置しようと思うと、社会保険はつけられません。支援員の数減らし、社会保障をつけているクラブもありますが、1人1人に目が届かず、大きな事故がおきているところが、増えてきていることが課題でしょう。マニュアルがあっても使いこなせる支援員がしないと、意味がないのと同じ、大学卒の先生に主任をまかせることがナンセンスです。処遇改善に支援員の力が及ばず、子どもや保護者とのトラブルの多発も今の課題でしょう。又、運営委員長もクラブを私物化したり、保護者に不適切な対応をしたり、自分の議員活動の材料にしたり…という方がおられることも大きな課題だと思います。議員が運営委員長をすべきではないと思います。
  - 本クラブで、緊急時、災害時などの避難訓練はしていますが…課題として、「こども110番の家」をまわったり、地域安全マップなどを児童と作成したいと思いました。災害や事故防止予防に今後もしっかりと取り組んでいきます。
  - 安全に関することや障害のある児童への配慮などに関する研修が十分できないと感じています。
  - 加配児童が多数在籍し対応に苦慮している。施設の狭隘（施設の定員を超える登録児童）。増設等改善されない。職員の確保に苦慮している。

- 夏期期間の職員の確保。他校からの通所にもなう送迎が必要なため送迎スタッフの確保。
- 夏休みの大型休業日に放課後児童クラブ利用児童が増大する。短期、また、週5日勤務できる職員確保が難しい。また、夏のみ児童が来所することにより、室内空間のゆとりがなくなり、トラブル、けがが起きやすい。
- 課題は山積みですが、公営民営のため子どもたちだけに係わる“保育”の部分だけではなく、運営面や金銭管理など関わるものがたくさんあり、目まぐるしい。規約やマニュアルも本当にこれで大丈夫かな?!とと思っている。
- 本クラブは保護者会運営なので、会長、役員が度々変わる。責任者が変わる際に連絡等の体制、マニュアルの見直しが必要である。また毎年児童数、学年構成が変わる。児童の安全管理、教育はとても難しい。応用しやすい「マニュアル」が作成されることを希望する。
- 開設したばかりなので、併設している、他クラブのマニュアルを使用させてもらっています。今後、本クラブに合ったマニュアルを見直す予定です。
- 開設場所として、学校の空き教室利用出来る体制が本市の場合出来ていない(国・県は推進の方向であるが)。
- 各マニュアルは、法人全体の内容となっているため、各施設ごとに、もう少し詳しいマニュアルの作成が必要だと思っています。
- 学校から施設まで約2km、施設から遊び場まで約1kmあり、下校時も国道に面しているため交通の往来も激しい。支援を必要とする児童もいるため、送迎支援事業を行っているがしなくてもいい様、学校近くの用地を希望しています。近くに遊びの場があれば、尚良いと思っております。
- 学校の空き教室で保育をしていたが、7年前に学校の児童数の増加により、退去しなければならなくなり、民間アパート2室に移動しました。保護者からは安全面(特に地震)等を心配する意見が多かったです。アパートは建物が隣接しているため、子供達の下校時、お迎え時の騒音に非常に神経を使う。子供達も伸びのびと生活、出来ているとは云えない状況です。そのため空き教室がでたら、学校に戻れるよう支援課にお願いしています。
- 学校の空教室利用を要望している。
- 学校施設を利用しているが、教職員との交流がないのもちたい。
- 学童クラブに正規職員が配置されていないため、各学童における対応に限界がある。マニュアル作成についても、今後の課題である。
- 学童を利用する児童の数が年々増えており、市内のクラブ数も増えている。しかし、職員が求人を出しても集まらず、人手が不足している。退職する者も多く、保育士資格を有する者が労働条件の良い保育園に就職する者が増えている。
- 学童保育を利用する児童数が年々増加していることに加え、支援員の確保が難しくなっている。
- 危機管理マニュアルですが、併設している幼稚園・保育園との連携も考え、現在作り直しをしているところです。このアンケートの調査報告書を参考にしたいと思います。
- 求人難であり、支援員が思うように採用できない。制度が改定され面積等の基準から施設の移設が必要となっているが、総合的に見て移設先の環境が改善されているとは言えない現状がある。現実に即して、柔軟な適用を望む。
- 教員との連携→教員によっては児童を練引する。学童へ行くと学童の子、などと。年々全児童数は減少しているが、学童利用者は年々増加しているので、利用場所確保大変。ADHD等の児童と他児童、保護者との関係、対応方法。
- 教室が2つに分かれている為、不審者の侵入時、避難経路の判断はむずかしいと感じています。
- 勤務時間が不規則のため、若い人材や男性職員の確保が難しい。
- 勤務時間も短かく、職員への要望が多様化したため、人手不足となっている。
- 空教室での生活ではクラブの広さが決まっている為、児童1人につき、おおむね1.65平方メートルが確保出来ない。29年度にもう1教室を借り

- る事が出来たが、30年度には、また両教室が定員をこえる可能性がある。
- 経験や考え方によって指導の中身に差が生じている。個の指導力や教室経営の向上を図る研修を深める必要がある。
  - 月初めに責任者、事務局、支援員にてミーティングを行い、事故、災害を想定したマニュアル作成を昨年末より行っている。支援員、事務局も含め、職務遂行能力の向上のためにも、研修等の参加をしていきたいと考えています。
  - 建物がプレハブなので、安全面が心配。児童数が多く、いろいろな家庭の問題があり、対応が困難な場合がある。職員の待遇をもう少し改善していただきたい。採用する際苦労することがある。
  - 建物の構造上入口が1ヶ所のため、緊急時児童を避難させる経路がない。各マニュアルに対して、全員（複数の臨時支援員）が周知徹底できていない。緊急時にひと目で判断できるよう連絡先、手段等を工夫していきたい。（壁に貼り出す事）。
  - 現在、資格者の退職に伴う放課後児童支援員の確保が課題となってくる。
  - 現在、児童クラブの事故、災害対応マニュアルを作成中である。来年度から、マニュアルを運用していく予定である。
  - 現在、民家をお借りして活動していますが、建物が古く、プレールームも無く、体を思いっきり動かす事が出来ません。子ども達の生活に合った児童クラブ専用の施設があれば良いと思っています。
  - 現在3年生以上の児童を受入れており、学校からは少し離れているが班下校により、今のところ事故もなく来所している。今後の課題として、児童1人1人に安全面など自立を促し、放課後の生活を自由に選び学んでいけるよう支援していきたいと考える。
  - 現在は、放課後子どもセンターの事業既要の中に、安全対策についてという項目があり、簡単な対応が記載されているだけです。より具体的な、事故・災害のマニュアルを早急に作成予定です。
  - 現在公立の運営で、児童センターで1クラブ、小学校内に3クラブ計4クラブあります。月1回の打合せと電話のやりとりで、問題の共有、解決を図ろうと努めています。災害マニュアルについては、まだ作成していないので、今後作っていきたいと考えています。
  - 現在町で7クラブを運営しており、町の中心部分では定員以上の応募があるため、4月当初は全員利用出来ない状況である。町では民間学童利用者へ保育料の補助金を支給し、利用者を支援している。運営状況はパート職員の確保に苦勞しており、急な休みなどで職員がたりない時は他のクラブの応援などにより対応している。保育士等の免許を持っていない指導員もいるため、研修や教材などがあればよいのだが、具体的な内容は特に決ってはいない。
  - 限られた補助金の中での運営なので、活動内容の工夫にいつも頭を悩ませます。学校の理解や協力があるとありがたいので、連携を取れるといいなと感じます。児童クラブ研修（内容、運営）に年2回くらい参加してくれるなどして、理解して頂けるとありがたいです。マニュアルは、まだ変動作成の物ですので、確定資料として提出できません。
  - 個人で学童をしておりますが、設置運営にあたり、幼稚園の園長先生より、アドバイスや支援を受けています。マニュアルについても、学童独自で、作成しておらず、園のマニュアルを学童用に解釈を変えて使用しております。その為、今回、マニュアルの同封はしておりません。よろしく願います。
  - 個別に支援が必要な児童に対しての対応や、落ち着くための環境作りが課題です。保護者が安心して預けることのできる場所であり、児童にとって家庭でくつろぐ雰囲気がありとして、安定して過ごせるためのよりよい居場所になりたいと願っています。※今後、他児童クラブのマニュアルを参考に、自分達独自実態に即したマニュアルを作成していく。検討中です。
  - 午後6時以降の開設をのぞむ声が多いが、支援員

不足、学校セキュリティーの関係等で要望に答えられない。職員は時給制であり、待遇が悪く、募集に応じる人がいない。提出物の雑用等が多く、児童と十分にふれあえないことがある。

- 公営施設の借室で運営の為、玄関、ホール、廊下などの施設管理者及び一般住民利用者との共用部分での決め事などに、共通認識を要することが難しく、課題となっている。
- 公民館の1室を借りているため、訓練等は合同で行っており、災害等は指示がでるため特にマニュアルはないが、AED講習やQ22の内容では、実践している事は多々有。色々な運営基準が見直されたり作成されているが、都会の学童と私達のような過疎地の学童では異なる事が多いため大変な事が多い。地域性の違いが大きいので、その辺の理解が不足しているのではないのでしょうか？
- 公民館を利用しているが、教育委員会が、倉庫使用（空いているが）を許可しなかったり、子どもの遊び方の条件もあり、簡易プールの使用なども注意されたりするなど、子どもに対する理解が無いと感じる。指導員は、非正規職員（パート）であり、厚生年金もなく、不安定な職場である。
- 公立学童で市の臨時職員のため、市の人事課が同職種の賃金を定めているとのことで、学童保育指導員のみ賃金アップ（処遇改善事業の適用）は難しいと言われている。障害のある児童の入室が増え個々対応に苦慮している。
- 行政の財政難により、ハード面はどこを見ても充分なところはない。とりあえず、箱（施設）だけ準備されても、ロッカーやトイレの整備がされないという現状がある。補助金は以前に比べ、多くなっているが、本当に子どもたちが生活できる施設の充実を願う。それが事故の減少にもつながると思う。
- 高学年と低学年の2部屋で、発達段階に応じた活動を行っているが、全員一緒の活動が難しく、行事やイベントの持ち方が課題となっている。また、特に支援が必要な児童が数名いるが、クールダウンできる小部屋があると望ましいと思う。公共の

施設内で開設している為、不特定多数の人が出入りしており、安全確保の面においては、常に注意が必要だと思っている。

- 高学年の保育について、保護者の思いと、児童の思いとが乖離している。多学年を一つの集団で見守るのは難しい。
- 国の政策に左右されやすい職場環境のもとで、保護者とのコミュニケーションを深め児童に対する支援につなげるなど、ソーシャルワークの要素を多く求められる職種である。ただ、個人の価値感にも影響を受けやすい。子どもが健やかに育つにあたり、大切な施設だが、今後児童館機能が、放課後児童クラブの運営に変化しつつある東京の動きの必要性は理解できるが、児童館の大切な機能は今後何らかの形で数を守っていきたいと思う。（子どもたちが自由に自己選択の中で遊べる場を大切にしながら、安全安心の居場所を増したい）。
- 今までは何とか待機児童を出さずに保護者の方々の御用望に添えたが、次年度新1年生の入所希望予定者多数という事で、低学年を優先して受け入れるという市からの要請を受け、現在在籍している高学年の子達に退所のお願いをしなくてはならず、実質待機児童のような高学年が沢山出てしまう事となってしまいました。もう少し全ての子（希望する全ての子）の受け皿となる場所があればと思います…。
- 今年度から1年生～4年生まで受け入れをしているが、現在の定員数だけで精一杯で6年生まで受け入れを拡大するとすると、難しいのが現状である。児童の人数増、支援を要する児童の増に伴う支援員の増員が難しい。
- 最大の課題は、支援員（正規、非正規に関わらず）の人員不足です。ここ数年は、児童数に応じて決められている配置基準の支援員が埋まらず（募集をかけても応募が少ない）年間を通じて欠員の状況が続いています。児童たちの心身の安全を図ることや、保育の質の確保という点で、人員の確保は非常に重要な課題であると考えます。
- 災害が発生した時のマニュアルや、ハザードマッ

ブが施設にない。また出入口が1つしかないため、不審者などが侵入した場合に逃げ道がない。

- 災害や事故発生時のマニュアルをきちんと作成する必要性を感じています。色々な災害を想定した避難訓練を定期的に、より頻繁に実施すべきだと思っています。
- 災害時における支援員の行動指針や役割分担をあらかじめ決めておく災害マニュアルが作成されていない。今までマニュアルが必要となるような災害は発生していないが、今後いつ発生するか分からない。早急にマニュアルを作成して支援員に周知する必要がある。
- 災害対策計画、保育安全マニュアルとして策定しておりますが、見直しをしている最中です。災害については、比較的安全な場所にあるため、事故等に重点をおいています。ケガ等の項目別に対応をまとめていますが、種類が多いため苦慮しています。
- 三期休業中は長時間開設となる為、指導員の配置に苦慮している。
- 子どもたちがクラブへ来られた時と同じ状態で、保護者の方と帰っていただくことに気を付けています。
- 子どもたち同志のトラブルの解決がむずかしい。発達の気になるお子さんの行動や言動でトラブルが生じてしまう。遊び方がうまくないところがあり、ちょっとしたことで骨折する子が増えてきている。
- 子ども達は毎日学童を楽しみに来ており、保護者助かっている。課題としては、保護者運営で毎年役員が変わる為、運営内容の把握、理解が難しく、又毎年引き継ぎをする形で、支援員にとっても就業条件や、その他の面での前向きな改正に時間がかかる。行政が密に関わって的確に指導、補助してほしい(学童によって運営内容に差がある)。短時間勤務、低賃金、長時もあり、支援員の成り手がいない。消防計画書を同封します。
- 市の委託で民設民営ですが、子どもの人数によって委託料が決まるので、安定した雇用の継続が難

しいです。それは、安定した子どもの育成支援にもつながることなので、安全は運営の安定から…と捉え、補助金の出し方、内容等も今後改善していただければと思います(遭遇改善の補助が委託金の中に含まれ、年度の最初に補助されれば、計画的な運営につながると思います)。マニュアルの基本が早く示されるよう願っています。

- 市や県の方に直接現場(児童・保護者の現状、支援員の雇用状況)に来て見ていただきたい。
- 市委託事業所の保護者会運営(民設・民営)学童クラブではあるが、防災、防犯に対して、万全な備えを整えるには、限界がある。(人件費予算の都合による職員数、設備導入のための予算不足)。
- 市町村条例と運営指針に基づく学童運営や育成支援をめざしているが市町村の条例の経過措置の中整備や改善がなかなかはかられていないところも多く内容がめざしているものとはひらきが大きい。又、支援の担いで支援員不足や長期休み(小学校)の、勤務のやりくりが大変困難である。
- 市内17ヶ所で公設公営クラブを実施している。指導員は全て臨時職員であり、教員免許、保育士等の免許を持つ者、自身の子育て経験から保育にあたる者など、保育経験や資質にバラつきがある。その様な中保育を実施している為、児童や保護者とのトラブル、あるいは指導員同士のトラブルも発生し入れ替わりも多い。指導員の安定的な配置の為、指導員の処遇改善と研修機会の創出により、指導員の質の向上を図る必要がある。
- 市内でも各学童によって、条件が異なっていた点がありましたが、統一基準をもうけ、来年度から実施予定なので、問題も改善されると思います。
- 市内に空き教室がない。正規職員でない、嘱託職員という常勤職がある。非正規職員は常勤職以外、勤務時間が各々異なる。統一されたマニュアルはなく、個別のマニュアルが各種存在している。☆この調査の問いは回答しにくい。よくわからない問いが多い。厚生省が調査している「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況について(調査依頼)」を参考にしてください。

- 指導員（支援員）の確保がむずかしい。人手不足です。
- 指導員が少なく、職員間の調整が難しい。冬季期間の利用が増える中で、対応できる職員がいないため、特定の職員に依存してしまう。
- 指導員の確保がとても難しい。採用しても定着しづらい。
- 指導員の確保が難しく、人員を追加配置出来る程の人的余力がない。
- 指導員の雇用が安定しないこと、勤務が始まったあと、専門性が高くて、給与と見合っていないと辞職することが多い。専門性が高いのに、新人への教育の機会が少なく、職場内で自主的に行うことが多い。勤務時間の確保と、教育体制の見直しが行くまじく行かない。また、発達障害児を含む子どもを集団としてまとめることの難しさを痛感している。
- 指導員の高齢化が懸念されるが、指導員の人員不足もあり、なかなか年齢層を若くできないのが現状。
- 指導員への教育。
- 支援の必要とする児童を受け入れている状況なので、職員の増と受け入れるうえでの研修の必要性を感じる。資格のある方の支援員が必要と感じるが、短時間の勤務となると、なかなかいない。
- 支援の必要な児童の受け入れに対する、介助員の配置等の体制づくりが必要と考える。
- 支援員（補助員）として多くのことを求められるが、教員、保育士と比較し、処遇が悪い（国の制度では、40名に対して2名の職員、国の補助基準も最低）ため、職員の確保が大変。なおかつ、勤務時間が、午後から基本となるため、フルタイムを希望している人が多いので、条件が合わない。
- 支援員、児童共に災害に関する危機感がうすれつつあるので、もっと危機感を持って準備をしたり、訓練をする必要がある。
- 支援員がゆとりを持って児童に寄りそいながら、話を聞いてあげたり、保護者と何げない話をする事などが大切な事と思いますが、支援員の人数制限などで研修会にて学んだ事が生かされない事があります。
- 支援員の圧倒的な不足。常勤の確保が極めて困難。
- 支援員の確保。1.65平方メートルの基準を守るために必要な施設の確保。
- 支援員の確保と体制づくりからです。
- 支援員の資格を取得する機会が少ない。また、資格を受講できる要件を緩和してほしい。
- 支援員の人件費について、資質の向上は充実すべきであるが、労働環境が整わないと資質の良い人材の確保も難しいため、人件費を充実させたい。資格取得についても機会をもっと増やしてほしい。また障害児受入について、受入の限度を運営基準に具体的に明記してほしい。
- 支援員の人在確保。
- 支援員の待遇は随分と変わってきて、良くなりました。でも、まだまだ地方になると賃金面は、やはりまだまだのように思います。
- 支援員資格を国家資格にして欲しいです。AEDが各クラブに設置して欲しいです（クラブ専用にして下さい）。
- 支援員不足が悩み。
- 支援員不足と施設がせますぎる。
- 施設が古い為、耐震面が心配。学校の余裕教室、学校周辺の空家の利用ができないか、話し合う事もあるが、難しい現状である。
- 施設が非常に不足している。スタッフの処遇が中途半端な為、運営指針で求められている育成支援を行なう十分なスタッフが確保できない。
- 施設の専用設備のほとんどが兼用です。特に水道の蛇口が1か所しかなく、手洗い、うがいがやりにくい状況です。又、事務所、支援員の専用施設がないため、不便をしております。
- 施設は老朽化しているが、建て替る予算と場所の確保ができない。また、放課後、児童支援員の確保もできない（人手不足）。
- 私どもの施設は、自治会に併設されている事もあり、地域全体で児童を見守っていこうという体制で、取組みがなされていて、緊急時には、学童職

員だけでなく、自治会、近隣住民全員で、迅速に事故・災害に対処できるシステム、訓練の強化を計っていきたいと考えます。

- 事業実施場所の移動が予定されており、新年度から、場所・児童の新規加入者等の対応が急激に変わる為、早めの引っ越し準備を行わなければならない。
- 事故、災害に対する、全国的な指針が明確にいただけると助かります。今回の調査で早急にできる事を期待しています。自己作成だと、どこが足りていないのかの判断も難しく、今回の調査の項目で、気付いた部分が多いです。
- 事故、災害マニュアルや訓練が必要だと思います。
- 事故、災害対応については、ごく簡単な一般的意識を職員に促しているのみで、詳細なマニュアルを作成したいと思っているが、なかなかジックリ取り組めずにいます。流山市は児童数の急増による学童クラブの受け入れ問題が、近年のもっとも頭の痛い事項となっており、入所基準など自治体任せの現状に個人的には疑問を感じています。
- 事故、災害対応等、マニュアルの必要性を感じながらもちゃんとしたものができず今日にずるずるなっています。マニュアルの見本のようなものがあれば参考にさせていただきます。
- 事故、災害対応等マニュアルはあるのですが、見直しや改訂ができていません。資質向上研修や放課後児童支援員認定講習で学んだり、知り得た新しい情報や知識を反映させた内容に作り変えたいと思っているのですが、後回しになっています。現場の実態に応じたわかりやすく見やすいマニュアルの作成を希望します。
- 事故・災害時に対応については、職員・室長・小学校との話し合いを持ち連携をとっているが、それをしっかりと明文化したマニュアルの作成が急務である。入所しなくても良い家庭状況にありながら、入所を希望する家庭もあり、入所児童の増加につながっている。入所決定の適正な判断・審査をしていかななくてはならない。
- 事故や災害は、安全に気をつけて保育をしていて

も、起こることがあります。災害マニュアルを作っても、その時の状況や対応により、命にかかわる事態が起きた時の責任の所在が学童保育となると不安です。東日本大震災でも保育園のお迎えのバスの事故がありました。そんな時に裁判にまで発展してしまうと、大変な思いをしなくてはなりません。こんな重い責任を抱えながら日々保育をしていると恐くなります。

- 児童クラブでの育成の中で発達障害のある児童・家庭や学校の生活の中で自分をうまくコントロール出来ない児童などさまざまな姿を見る。そのような児童に対して、どのように関わり支援して行くことが必要なのかを各自が自己研鑽して行くことが大切。又、児童の安全安心を保証出来るように広い視野を持って運営にあたるのが大切。それには、日々生活する環境でのマニュアル化が必要。
- 児童クラブで働く職員の確保が難しい。
- 児童クラブは預かる年齢幅が広く支援が難しい。その為、支援員を増員したいがまだまだ補助金も少なく、運営が困難である。マニュアル等については作成予定であるが、専門知識を有する者が居ない為、他クラブと連携を取り、作成する必要がある為、保護者が運営するのは今後、難しいと考える。
- 児童の受入時間が15:00～18:00の3時間の為。パート支援員の労働時間の確保がむずかしい。「もっと働きたい」人は続かない。b u t 夏休み等は7:00～18:00と長時間の受入れるため、平日は人が余まっていますが、長期休みの時は人手不足となってしまう。
- 児童の人数に対して、手洗い場、トイレの数が少ない。戸外での遊び場が狭い。
- 児童会の利用を希望する児童数に対し施設面、職員面共に対応が追いつかない。支援員資格が定められたことが職員確保をさらに困難なものにしている。
- 児童数が多いため、次年度から分割の運びとなっています。マニュアル化して、形にはなっていないもの（特にQ19）でも支援員が個別で学習し

- てはいるので、形にすることが課題と思いました。
- 児童数の増加に対応するため、H29年度7月より専用のプレハブ施設を建設し、定員120人まで受け入れ可能となった。今後は指導員の人材確保が課題である。
  - 児童数は毎年増える一方だが、指導員が不足している。
  - 自己中心になってきているので集団での活動がやりにくい。遊びも活発ではあるが、危険を察知することが出来ず、指導員が注意をしてもその場にならないと受け入れが出来ない。※「事故・災害対応等のマニュアル」作成がきちんと出来ていないので今後していきたいと思います。(参考資料)がありましたらおねがいします。
  - 市は全員が1年契約の非常勤職員です。時給です。でも、保育園の小学生版だと思って預ける保護者の方は、保育園並みのサービスを求められていることも多く、その意識のズレがトラブルの元になることもあります。職員の資質向上とともに職員の待遇の改善も必要であると感じています。
  - 実際のところ、放課後の保育が本当に必要としないお子さんもおり、人数が増えている。また、支援を必要としている、又は、配慮が必要な児童も学年に1人~2人位ずついる現状にあります。
  - 車イスの児童をお預かりしています。学童室の修繕はしていない為、段差もありトイレも車イス専用はないので介助が大変な時があります。受け入れが必要なのはわかりますが現状の施設では受け入れ困難もあります。
  - 借りた時から老朽化した建物が不安だったが、2年目の今年、ますます不安を感じる。壁がドンドンのはがれ落ち、ヒビが入り、雨漏りも発見。大地震が来たら備え付けのヘルメットを被り、近くの小学校まで走って逃げる事にしているが、建物が崩れたらそこまでたどり着けないかも…。
  - 若手の指導員がなかなか難しい(勤務)。保ゴ者役員への仕事(学童の)が専門的な事が多く、保ゴ者の方もご自分の仕事があり、とても大変だと思う(指導員側から視てて)。せめて公営にと願う。
  - 受入学年幅も広がり、年々児童クラブ入会希望も増加している。社会へのニーズに寄り添える様、対応に努めているが、スペースやスタッフの確保等課題も増加している。発達支援児も増加する傾向にあり、児童、保護者、学校等間との連携も課題。
  - 市では、多くの児童クラブが公設公営で、うち7割が学校内教室もしくは学校敷地内専用施設で実施しているため、学校との連携が不可欠。マニュアル作成や避難訓練の実施など、事故・災害対応について遅れをとっている現状があるため、各クラブ・学校に適した整備を、学校と連携しながら進めていくことが大きな課題である。
  - 小学校・地域との連携が難しい。施設の大きさの割合に児童数が多い。
  - 小学校の敷地は広く、出入口も多い為、現在不審者対応に力を入れています。保護者で警察官の方や消防士の方にお話を伺ったり、支援員で話し合いの場を持ち、色々なパターンを想定し、訓練をしています。
  - 小学校統合により、学校から離れた施設となっしまい利用者数が減少している。学校に近いがスペースが狭い公民館で実施している。公民館での放課後子ども教室が児童クラブを代行しているような実態を含め、町全体での児童の居場所、豊かな放課後について話し合いが必要であると感じる。
  - 小規模な施設を限られた人数で運営しているため、事故、災害の際には地域の方々の協力が不可欠と考え、常日頃から学校や近隣施設、交番ほか地域の方々との情報共有などを、さらに密にしていく必要があると、本調査を通じ感じられました。
  - 小型児童館内で児童クラブを実施しているため、クラブ児専用スペースがなく、安定した生活の場を確保できているとは言えない状態。その他、職員不足の慢性化や雇用の不安定差は日常的問題である。
  - 少子化に伴い利用者が減っている。
  - 床面積が1.65平方メートル、1人当たりあったとしても、机、本棚、色々な物も置かれ遊ばせ

る為には狭く、1人1人の見守りは安全に出来る状況にはありません。常に危険がついてまわっています。外での遊び場もきちんと整備されてなければ怪我のもと、災害時においても近隣の協力がなければ困る事が多々ある。特に夕刻時、センター、学校が閉鎖後の災害、人災は支援員も恐怖を感じ不安でならない。実際、経験あり。

- 障がいを持っている児童の受け入れや日々の対応に対して職員間で話し合ったり、研修会等で学んだりしていますが、実際の指導やかかわりになると難しさを感じます。楽しく過ごすために色々な行事や遊びを取り入れています、下校時間に差があったり、欠席等で人数が揃わない現状です。その様な中で効果的な遊びの計画を模索中です。
- 障がい児（発達障がい含む）への対応を保護者、学校と連携して、より充実させている。
- 障害をもっている児童を保育するには、専門知識を必要のため、今後各学童に1人、専門知識を持った人を採用するか、今いる職員に専門知識を身につけることができる研修のどちらかが、今後必要になると思われます。
- 職員のなり手がおらず人員確保に苦勞している。
- 職員のなり手不足。雇用しても、すぐに辞める人が多い。研修体制、OJT、業務マニュアルの不備が原因と感じている。
- 職員の確保。
- 職員の確保が困難。(同1件)
- 職員の確保が困難である。利用児童の増加とそれに伴う利用児童の多様化に環境整備や対応が追いつかない。職員の能力向上のための専門的指導者がいない。
- 職員の確保が難しい。
- 職員の確保に苦慮している。
- 職員の確保に苦勞している。又、学校の空き教室を利用している為、施設基準を満していないので、日々の活動が大変である。
- 職員の確保に大変苦慮しています。
- 職員の確保をしておくことがたいへん（預かる児童は年々増加するが、職員募集をしても人が集ま

らない)。

- 職員の勤務時間であるが、臨時職員は子育て中の方が3名おられ、17:30と18:00に帰るため、夕方～18:45は残りの職員とパートの方(68歳～70歳3名)にお世話になっている。高齢であられるので仕方がないが、児童へのかかわりや指導、支援がなかなか出来ない。臨時職員の負担が多くなっているが、頑張ってくれているので助かる。下校時間1時間前に学童クラブに勤務する。それまでは町内の保育施設を手伝い7時間30分勤務となっている。大変な職員体制の中、力を合わせていただきながら、安心安全な学童クラブを運営できていることに感謝の気持ちを持ち、できるかぎり、寄り添っていきたいと思う。
- 職員の高齢化。勤務時間などにより(短い、変則)、若い職員を増やせない。
- 職員の高齢化。最大19時までの延長があるため、若い人には働きづらい環境にある。
- 職員の資質向上がはかれるのは、良いことなのだが、その分職員の確保や勤務体系を組むのが、非常に困難になってきている。
- 職員を確保することが非常に厳しい状況です(応募がない)。
- 職員不足(男性職員が特に不足)。勤続年数が短い。
- 職員募集を行っているが、採用数より退職者数の方が多く職員不足が深刻化している。
- 新制度の下で児童クラブへの補助が増加しているが、保育所に比べてはまだまだ少ない。事故や災害対応等を含めて、職員配置の質と量の充実が必要であり、安全・安心な児童クラブの運営と活動が保障されるような施策を推進してほしい。
- 身体の柔軟性や対話力に欠け、トラブルがおこりやすい。クラブ登録希望者が増えているが、職員の応募者が少ない。
- 人員の確保が難しい。特に長期休み時の対応が困難。
- 人員確保(特に有資格者)に苦慮している。
- 人員確保が難しい。特に夏期休暇など人数が増え、1日保育の必要のあるときに限っての人員不足。

幼児と違う小学1年生～4年生の集団養育は難しく、特に、行動が活発なため、事故に対する細心の配慮が必要。暴力的な、発達障害系、知的遅れの子が少なくなく、職員の専門性も必要だが、必ずしも追いついていない。職員の処遇（給与等）にも限界あり。最低基準が法的に定められていないため、実態に合わせた基準作りと予算的裏づけを求めたい。安全対策を求められるばかりで、運営基盤の底上げなくして、安全は守れないのでは？保育園に比べて、簡単に運営できると誤解されていると感じる。

- 人員不足です。
- 人材育成及び人材の確保が課題。
- 人材確保が喫緊の課題である。
- 人材確保が困難である。障害児（通級・支援級）での対応に苦慮している。
- 人材確保が難しい。児童数の増加に職員の増員が追いついていない。離職率も高い。
- 人材不足（人手不足）で、かつ児童支援員の認定講習受講者資格も高卒とあり、当町の現状には、そぐわないこともある。
- 人材不足により常勤職員の確保に苦慮しており、同時に職員を定着させるための職場環境づくりに配慮している。
- 人手不足が多すぎる。また、給料の低さ。指導員を続けようとしても賃金の低さで続かない。また、地域や世間からの認知がまだまだ低すぎる。これから絶対に必要である学童をまだまだ認められていないことが多い。もっと行政が現場の声に耳をかたむけてほしい。
- 人手不足のため、活動内容が規制されてしまう。指導員の高齢化および20～30代職員や男性職員不足。
- 是非、マニュアルを作ってほしいです。
- 正規、非常勤の求人に対して、応募者がいない。特に長期休業時には、職員が休めない。
- 正規職員を配置できず、管理者として兼務しているのみ。非正規職員も扶桑の範囲内の条件。今の条件で今後よい人材を確保できるのか。保育をし

ていくうえで、今の条件でよいサービスを提供していただけるのか。財源が限られるなかどう対応していくか。

- 正職1名非正規職員4名で現在保育を行っているが、非正規職員の募集をかけてもなかなか応募する人がいない。週23：15の勤務時間のため、保育士の資格を持っている人も集まらない。保育時間が18時30分までだが、保育園同様19時までして欲しいという声が2～3人いるのだが、職員も集まらず、職員は主婦なので、毎日19時までとなると負担が大きい。
- 設備について（遊具や防災の事）は学校内にあるため、定期的に点検がある。不審者については、校内につながっているため、予防策に不安がある。
- 待機児童はいないが、夏休みなど長期休業中のみ入所希望があり、現状での受入れは、施設のスペースや支援員増員に際し、確保が難しい状況がある。支援を要する児童や要配慮の児童の対応の難しさがある。
- 待機児童はいませんが定員を超える児童を受け入れています。臨時指導員を増やすことで対応していますが、教室が狭い状況です。
- 短時間労働なので、求人募集がなされても働き手がないので、職員が不足と同時に高齢化してきている。
- 男子児童が多く、かっとなって危険な行為を行なう児童が1割います。事故児童も指導員の声かけを無視して、事故につながりました。
- 町からシルバー人材センターが委託を受け、運営業務に携わっている。自らの人生経験と子育ての経験で指導員として学童保育を行っている。子どもの多様な行動に対する対応が難しくなっている。
- 町が申し込み窓口となっており、児童センター施設は広くないのに、定員以上の児童の申し込みを受け付け、毎回定員以上の利用者がある。施設の遊戯室は狭いのに利用者が多いので、外遊びが出来ない雨天時や冬期等は遊ばせるスペースが狭いので大変である。子どもの話だけを聞いて、職

- 員に確認もせずクレームをつけてくる保護者の対応が難しい。
- 長期休み中は通年入所の児童の他に長期のみの入所児童が増え、保育時間も長くなるが、職員の人数が増えないのでとても大変です。書類等の作成が多く、保育の人員が減ってしまうのも大変です。
  - 長期休業時の職員不足。利用者のニーズの多さと職員の休日確保の難しさ。
  - 賃金の改善に努める必要あり（人材の確保）。指導員が保育をする上での質の向上。
  - 津波避難後に使用する子ども達のための備品（水、食料等）を安全な場所に置かせてほしい、と頼むも、返事をもらえなかったり等、学童職員と担当課の間に温度差があり、運営し辛いと感じることが多々あります。
  - 通常の支援時間は平日（午後2時～午後6時）は4時間で、児童の登所時刻が午後3時前後なので、午後2時～3時までの1時間は事務処理に追われることが多い。児童が居てはできないので持ち帰りの仕事も多い。話し合いは、月1回の月例会や勤務時間の前後にするが、なかなか追いつかないと痛感している。
  - 低学年と高学年の来所時間が異なるため、行事等の全体の活動がやりにくい。支援が必要な児童が増えてきており、個々の対応が難しい。
  - 定員120名3クラスと比較的規模が大きいいため、普段よりクラス間での連携は取るようにしているが、実際に災害等が発生した際に、スムーズに動けるか心配である。
  - 定員は、一応60名だが、定員をオーバーしての児童数で運営している。分割の意見も出たが、分割には賛否両論あり、なかなか分割までは実現しない。運営は保護者会なので、その年度の役員によって運営がなされるので、年度によって差が出る時がある。時給UPなど、要求しにくい場合もある。
  - 登録希望があれば、要件を満たしていれば基本的に全員受入れている為、利用人数からすると施設が狭い。
  - 登録児童数が定員を大きくうまわっている。また、問題行動をする児童が増加傾向にあり、支援の充実を図るよう努力しているところである。
  - 登録者数が増加し、職員の手手が足りない。（人材確保）児童受け入れ拡大に伴う個別対応児童の増加。
  - 当クラブの現状は、児童数に対してクラブ室が狭い為に、テーブルを十分配置するスペースがなく、雨の日など、遊びのスペースが狭いため、ささいなことでトラブルが発生しています。長期休業中は学校のカウンセリング室をお借りしています。
  - 当クラブの立地が、地震、津波の被害が予想されることに加え、土砂災害、危害区域にも入っていることから、当クラブに標準を合わせたマニュアルの作成をしたい。しかし、専門的な技能が無いため、どのようにしていいかわからずにいる。
  - 当クラブは地域的に児童数が少ない為、正会員数より一時預かり児童の利用が多く、その為、補助金の対象が少なく、運営がとても苦しい状況ですが、地域での若い方々が働らく上で学童保育は通常保育に必らず一時保育も大事だと思います。当クラブでは、一時保育を利用している保護者の皆様はとても喜んでおります。こん後も同様に、一時保育も受入れをして行きますので、補助金の対象になる事を願っております。
  - 当児童クラブは平成29年4月にコンテナ仮設から小学校の空き教室に移設。施設等の設備については、新施設で記入してあります。
  - 当初想定よりも多い利用者が有り、施設の手狭感を要因としたケンカやケガの危険性や、落ち着いて過ごせる空間の確保に難が有る。人材確保に難が有る。
  - 働く時間が短い職場なので、若い人の雇用に特に苦勞しております。
  - 働く保護者が多くなり、小学校の児童数は減少しているが、学童利用希望は年々増加していて、受け入れスペースがない年もあり、選別に苦勞する事もある。
  - 特に閉所時間をもっとおそくして欲しいという声

はまったくありません。土曜日もほとんど1人というのが現状です。放課後時間に働いてくださる方は、なかなかいません。保育士さん同様、給料が少ないと思います。

- 入所希望者の増加と、それに伴う開設場所の確保、職員の確保が課題。プレハブ棟等の放課後児童クラブ専用施設の設置や、待遇改善により対応している。
- 入所児童の増加に対して、指導員の確保が十分でないこと。また、実際の入所定員が国が定める基準（40人）を大幅に上回り、学童施設内がすし詰めであること。
- 入所児童利用数は年々増加しているが、施設の分離ができず、やむなくみている状況が続いている。職員は長続きせずに辞めてしまうので、常に職員も不足していて仕事量が負担になってきている。専門的な知識もないのに、施設すべての責任が求められてしまい、重圧感を感じる。
- 入所者が年々増加し、特に低学年が増えたことで学童の「お約束ごと」が増加した。その結果、高学年の子どもも制約をうけることになり、その子どもや保護者の理解を得ることが大変だった。
- 入所面接で気になる児童（新1年生。おちつきがない、視点が合わない等）がおり、保護者（母親）に聞き取りしていく中、「幼稚園、保育所で担当から話しがあったが認めがたく、児童自身が追いつけて（学習等）いくのを見守る」との返答があり、小学校担任と連携をとり、成長を見守ることにしたが、児童クラブ通学を嫌がり退所したいきさつがあり、「気になる子」の対応に課題が残る。
- 認定こども園と併設のため、職員は、兼務であり、マニュアル等も兼用のものが多い。マニュアルの中に、あれもこれもと何でもかんでも内容を網羅していなければならないようにするのではなく、できる限りシンプルなものであって欲しい。
- 認定資格研修は現在、年1回行われていますが、経過措置が平成32年3月31日までであることを考えると、受講資格の拡大及び回数の増加が必要。

- 年々児童数が増えている。学校で過す時間が伸びており、ストレスを溜めて帰ってくる児童が増えた。支援員の募集をしても、なかなか来てくれない。児童数が多いと声のボリュームが大きくなり、騒音となっていまい、しんどくなる児童がいる。
- 年々利用希望者は増え、これまで分割を繰り返してきたが、なかなか適正な規模の運営にはならず、今後更に2クラブ増設予定（市内どのクラブも同じような状態）。処遇改善は進んできているにもかかわらず、慢性的に支援員不足の悩みを抱えている。
- 発達障害のある子どもの受け入れ体制や専門的な対応について考えています。
- 扶養の範囲で勤務しているので、一時金、超過分等の支給ができない。
- 部屋が狭く、トラブルが起きやすい。クールダウンさせてあげられる場所、部屋がない。
- 平成27年度より国から目を向けて頂いての支援が始まり、急速に施設内の環境は充実致しました。それに伴いソフト面（人的質）も向上させたいと、現在職員一同スキルを上げる努力をしているしいです。その中、このアンケート用紙をチェックすることで、改めて事故、災害に対する職員の考えの不備を気付かされ、今後様々な対応マニュアルを作るべき事を知らされました。機会をいただき感謝致します。
- 平成29年4月に開設した学童であるため、本来は回答不要なのかもしれませんが、一応、書き込んでみました。あくまで、参考数値としてください。
- 平成29年4月より学童クラブ事業の運営を市より受託しています。現在、安全管理に関するマニュアルは、市が作成したものを引き継いで利用していますが、子ども協会版のものを作成中で、今年度中に完成する予定です。
- 平日については、4～5日の勤務で良いため、その働き方を望む人が少なく採用が難しい。時間帯や年間で職員が欲しい時間にむらがある。特別支援の子どもの対応について、その年度によって

職員の希望人数が変動する。補助金のみで職員の人件費を支払うのは難かしくなる。

- 平日の活動は室内での活動が中心となり、事故が少ないのは、その影響があるのかもしれない。また長期休暇中は保育園にて活動するため、総合的に対応していただいている。平日、室外にて活動する際は必ず職員をつけて、危険を未然に防ぐよう心掛けている。事故災害はあるものとして常に危機意識をもってよう心がけている。
- 平日は午後数時間の仕事だが、長期休暇になると1日仕事になる。そのギャップが負担である。また、若い人が自立するには仕事量、賃金が少ない。
- 閉館時間について、要望もあることから延長を考えなければならない時期かと思うが、児童の健全育成という観点から現状を維持している。宿題やしつけなどに関し、保護者への適切な助言などができればと考えているが、現実はとても難しい。クラブ内であった報告すべき内容についてはお知らせするように努めている。
- 保育、学童クラブを必要とする家庭は増加の一途をたどり、勤務地も例外ではない。家庭に代わる場であるべき学童クラブだが、受入れ定員の増加や限られた環境のなかでの運営に難しさを感じている。
- 保育の難しい児童が増える中、専門スキルを有する人材の確保が不可欠であるが、予算的には困難。他の福祉事業のような専門職加算や配置加算の拡充が必要と思う。
- 保育園、学童保育で育っていくと放課後の自分の時間を自分で考えて過ごす経験が無いまま育ってしまう。親が休みであったり、近くに祖父母の家があっても、学童保育利用が多い。又、しっかりしていて困らない子も多い。4年生以上は興味や動きも異なり、活動や言葉等、良い面もあるが、全体として動き辛かったり、低学年にマイナス面も出る。
- 保育園、幼稚園の問題がクローズアップされる中、放課後児童クラブへの関心は世間的にまだまだ低い。保育園に入れられない問題の後に、学童クラブに

入れられない問題も多く発生していることに、世間は気付いていない。併せて、働く職員の待遇も保育園同様低い。命を預っている現場にも関わらず、園としてかけられているお金や政策はとても低いと思われる。子どもは増えているが、指導員の人数は増えず、毎日が綱渡りであると感じる。

- 保育所から、そのまま学童保育を利用している児童が多く、道路を歩く時、車に対する安全等の経験が無く、保護者も意識して子どもに教えていないので、校庭に遊びに行く時も50mのほどの距離でも大人の見守りが必要になっている。公的にまだまだ認知の得られていない小さな事業所が、子どもの生命と安全を守るためには、行政の力が不可欠である。
- 保育内容の充実までは、いかない。学童保育のニーズが多いので支援員の確保が難しい。
- 保育料を支払う事が困難な家庭への支援。例えば小学校とかで言えば…就学援助等。
- 保育料無料化に伴い、児童数が毎年増加している。施設、職員数に限りがあるので、30年度は希望されていても入所できない場合がある。適した人材を求めても時給が安いので、なかなか希望通りにいかない。
- 保護者との引き渡し訓練をはじめ、災害時に必要な物(水、食料、毛布等)の準備など、ほとんど何も準備されていない現状なので、マニュアルをはじめ、支援員の指導も含めて、これからの課題がたくさんあると思います。
- 保護者のクレーマーが多い。事実と異なる事が多々あり。行政側は働らく親を基準にするのか、子供の事を基準にしているのか聞かせてほしい。それにより運営方法が変わりませんか？市の返答があやふやな為、困ることがある。専門職(税理士、労務士)を入れ、運営を管理していけば保護者運営がなくなり軽減につながるのではありませんか。
- 保護者の意見を聞き、ニーズに合わせてよりよい支援をしていきたいです。
- 保護者会運営に限界を感じている。支援員は研修

を受けてレベルアップできているが、保護者は、学童の知識が無いまま運営をし、1年で役員が交代するので、支援員との意識の差がありすぎる。

- 補助金額が少く、赤字が続いている。学童だけでは維持出来ない。
- 放課後、児童支援員の高齢化により、従事する人材確保が難しくなる。高学年も入所可能になったため、利用児童が多くなった。
- 放課後児童クラブの需要が増している一方で、十分な場所、職員数の確保は他自治体のように民間の児童クラブは助成金を受けられない地域では困難です。必然的に保護者の負担額も上がります。どの地域の子ども達も、安全に安心して生活することのできる環境があたり前になることを切に望みます。
- 放課後児童クラブの職員については、保育所全体の中から配置している。
- 放課後児童クラブの利用割合は、上昇していますが、職員体制の整備ができておらずいっぱいっばいの状況で、職員配置に苦慮している。
- 放課後児童指導員の人員不足が課題である。
- 放課後児童支援員の認定講習修了者等の賃金アップ、マニュアルの見直し。
- 放課後児童支援員等の人員確保。開所時間延長等の保護者ニーズの対応。施設の継続的な確保と拡充。障害児童等の要支援児童の対応。
- 防災、防火、防犯については取り組みが遅れている地域も多い。民設で行われている地域では主任、常勤（フルタイム）という立場の人を置くほどの処遇、財政状況では無い所も。こうしたマニュアル等が整えられていくことはすごく大切だと感じるのと同時に、それを実施すい行する体制が現場に整えられていない状況も気になっています。今回提出した資料が一つでも役に立てばと思います。よろしくお願ひいたします。
- 毎学期毎に保護者会を行っているが、クラブの指導員の方針を知ってもらいたい。保護者の参加が少なく、方針や考え、決まりを伝えにくいことが課題。

- 毎年入所申し込み時に悩まされているのが、待機児童の問題です。全てが一度に、受け入れられるような体制にならないのかと、支援員一同いつも思っているところであります。
  - 慢性的人員不足のため、労働条件の見直しが急務と感じている。子育て支援と労働条件の悪化が表裏一体となっている。
  - 民営化が住む他市町村と比べ、公設公営を続けており、市の担当職員も他業務を兼ねており、本来、規定しておくべき、「事故、災害対応等マニュアル」の整備をはじめ、整備が遅れている事項が多くあり、課題が山積している。
  - 民間学童では、人件費をしっかりと払えるほど収益が上がらず、人員不足の問題もある。専門家としっかり連携をとりながらの運営で、質の向上が期待できると思う（実際の保育や防災マニュアル等）。
  - 役所に担当者は居るが、現場は非常勤職員だけで運営をしており、何か起きる度に都度担当者に対応等を伺っていることから、災害時等の迅速な対応・判断等について不安がある（因みに、施設長も役所に在中）。
  - 役場から委託を受けて保護者が運営しているので、仕事をしながらの運営は大変。保護者が指援員を雇っているという形のため、保護者との関係が難しい。基本は学習面は指導しない事になっているが、なかなか理解してもらえない保護者もいる。
  - 有資格職員の確保。世代交代の促進。
  - 利用の希望は増加しているが、支援員の確保が困難な状況である。支援員が高齢になっており、児童や保護者への対応に適正さを欠くことがある。児童の様相が様々であり、十分児童理解をし、適切に対応することが求められる。
  - 利用希望の増加に伴い、施設定員を超えた申込書に待機者が出ている。
- 利用施設について、学校内の空き教室と図工室を使用。静養室、職員室なし。照明が不適當。図工室については、くつろぐことができる居場所とはなっていない。職員の労働時間について、正規職員の

勤務時間を8.0時間とすべき。運営指針の内容を確実に行うには、それだけの時間が必要では？

- 利用児童の増加に供う指導員の確保。支援の必要な児童の増加。
- 利用児童の増加に伴い、サポートが必要な子ども増加しており、落ち着かない。子ども達がルールを守れないため、指導が大変で、指導員の確保が難しい。
- 利用児童の増減が予測できないが、利用者とは相互に連絡を密に取り合い、理解、納得し、円満な運営がなされていると感じます。利用者は殆どが男児なので、ケガ等のないように留意しつつ、活発に過ごせる様、配慮を続けてゆこうと考えています。
- 利用児童数が年々増え、審査の必要が出てきた。施設は充分であるが、定員が70人を超えている状況。支援員の待遇の改善、主任だけでも社会保障をつけたいと思う。
- 利用者が増加している上に慢性的な人員不足・職員の高齢化があるが、職員募集しても集まらない。保護者から個別対応（障害児等）が必要となる要求が増えている。
- 利用者が多く、保育室が狭い、静養室がない。
- 利用者が年々多人数化していて、狭い部屋で遊んでいることが心配。定員を決めていない（どこで線を引くのか、だれがその事務を担当するのか等は考えていない）。〇〇市からの委託であるため、市がどのような方針（支援員の増員）で継続するつもりか、様子見しているところである。
- よい指導員の確保。

## まとめ

研究1では、放課後児童クラブの事故・災害対策の概要、また、整備されている事故・災害対応等マニュアルの状況についての把握を行った。放課後児童クラブ運営指針では、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児

童支援員等の中で共有し、支援を実施することが示されている。

しかし、本調査における放課後児童クラブのマニュアルの整備状況は、事故・災害マニュアルが両方とも揃っている放課後児童クラブは57.5%であった。一方、両方ともない放課後児童クラブは21.5%であった。両マニュアルが整備されていない（片方のみの）クラブが4割を超えていた。今回の調査からは、マニュアルの整備状況が高くないことが明らかになった。

作成されているマニュアルについては、必要に応じて定期的に見直しや改訂が行われていることが確認された。マニュアルに掲載されている項目数を見てみると、各クラブの事故・災害マニュアルに記載されている項目数は概ね9、6～15項目にばらつきがみられ、取り上げられる項目についても、今後、標準化されていくことが期待されるものであった。

放課後児童クラブにおける安全対策として、放課後児童クラブの運営主体には、放課後児童支援員等だけではなく、クラブを利用している児童に対しても適切な安全教育の実施を行うことが適当とされている。調査からは、児童と職員と一緒に経路を歩きながら安全の確認を行っている（27.5%）、児童と職員と一緒にこども110番の家を訪問している（1.7%）、こども110番の家を児童自身が安全な場所として理解する取り組みを行っている（6.9%）、災害時の二次避難場所をこどもと一緒に確認している（28.2%）、災害を含めた訓練について児童を含めて行っている（58.8%）であり、全体的に安全教育については低い実施率であった。

放課後児童クラブにおける事故・災害の予防策として、児童クラブの安全点検は、概ね1日1回の割合で実施されていた。実際に起きている事故について、通院を要する事案では、「打撲（22.5%）」、「骨折（21.9%）」、「捻挫（14.1%）」、「入院が「骨折（1.3%）」、「打撲（0.3%）」、「その他（ひび、ピーナッツアレルギー、左小指指節骨端線損傷）（0.3%）」であった。事故の背景にある事由の上位項目は、「集団遊び中の転倒など（26.7%）」、「児童同士のふざけあい（19.9%）」、

「固定遊具からの転倒など(12.6%)」、「運動中の打撲、捻挫、擦り傷(12.6%)」であった。事故が発生した場所上位3項目は、「グラウンド(20.1%)」、「生活室(12.8%)」、「遊戯室(10.8%)」であった。事故・災害の状況については、先行研究と同様の調査結果となった。

自由記述となった放課後児童クラブの現状や課題については、放課後児童支援員等の率直な意見が語られ現場からの意見として貴重な資料となった。

このことを踏まえて、研究2では、各種マニュアルについての詳細分析を実施する。

